

第一百六十一回国会 財務委員会議録 第六号

平成十六年十一月九日(火曜日)

午後一時三十八分開議

出席委員

委員長

金田 英行君

理事

江崎洋一郎君

理事

鈴木 俊一君

理事

中塚 一宏君

理事

平岡 秀夫君

理事

小野 晋也君

木村 太郎君

倉田 雅年君

菅原 一秀君

田中 和徳君

谷川 弥一君

永岡 洋治君

森山 裕君

山下 貴史君

岩國 哲人君

佐藤 公治君

田島 一成君

野田 佳彦君

松本 剛明君

吉田 泉君

佐々木憲昭君

長沢 広明君

河野 栄君

河野 文七君

利明君

仁君

遠藤 利明君

佐藤 隆文君

佐藤 仁君

渡辺 喜美君

菅原 一秀君

田中 和徳君

渡辺 喜美君

菅原 一秀君

佐藤 公治君

務局長尾尾和彦君、内閣府大臣官房長永谷安賢君、内閣府大臣官房審議官河野栄君、内閣府産業再生機構担当室長藤岡文七君、総務省自治財政局長瀧野欣彌君、文部科学省大臣官房総括審議官玉井日出夫君、厚生労働省政策統括官門口直樹君、農林水産省大臣官房総括審議官井出道雄君、経済産業省大臣官房総括審議官石田徹君、経済産業省経済産業政策局長北畠隆生君、国土交通省大臣官房総括審議官柳正剛君、環境省大臣官房審議官寺田達志君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○原口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原口一博君。

○原口委員 民主党の原口一博でございます。

まず、谷垣大臣に、財政問題について議論をしたいと思います。

昨日ですか、財政制度審議会財政制度分科会の歳出合理化部会、財政構造改革部会合同部会について、試算が出されています。私たちは、今の日本の財政の状況、特に財政赤字の現状、財政審の試算について、きょうその一部をこうやってパネルに持ってきました。一つ一つの前提を見て、もそんなに厳しい前提を置いたわけではないですが、今回の試算における一般会計歳出の姿とするところ、かなりクリティカルな事実を、これは単純に試算をしただけだとと言われればそのとおりかもわかりませんが、大きな一つの示唆が出てきます。

そこで、大臣に基本的なお考えを伺いたいんでですが、財政試算についての概要及びその具体的な前提、考え方がどういうものだつたのか。それから、試算では今申し上げたように大変厳しい数値が出ておりますが、財政赤字は発散する一方ではないのか、財政再建に向けて具体的にどのような取り組みを行おうとされているのか。

以上、大きく分けて二つについて、基本的な認識をお伺いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 今、原口委員が引いていただきました試算は、おっしゃいましたように財政制度等審議会で、今建議案をつくると、ということで審議をしていただいておりますが、その審議の参考資料として起草検討委員から提出されたものでござります。

それで、この試算の性質は、これから高齢化が進展していくは当然その社会保障に係る費用は大きく伸びていく、そういうようなことを幾つか一 定の前提を置いて、十年後一般会計の姿はどういうことになるのかという、機械的に算出したものであるというふうに承知しております。

つまり、今の財政構造というのを前提として、何らの改善策を講じて放置するとした場合に、十年後、二〇一四年度ですが、一般会計の基礎的財政収支の赤字がさらに拡大していくことなどを示しておりまして、これは、「改革と展望」などで示されたいろんな改革を着実に進めていかなければ、どういうふうになってしまうという警鐘を鳴らしているんじゃないかというふうに思つております。

今後、今まで内閣府の試算であるとか財務省としても後年度試算というようなものを出しておられますけれども、こういう財政審で出していただけいた試案も材料の一つとしながら、歳出歳入両面からの財政構造改革に向けた議論を深めていくという材料に使つていいのではないかと思つております。

そこで、結局、発散するばかりじゃないか、どういうふうにやつていくんだということでありますけれども、先ほども申しましたように、ほつておけばこういう姿になつていくわけですから、我々はこれを克服する努力をしなければならないわけですが、大変大きな課題でございますから大きく申し上げますと、一つは、民需主導の持続的な成長をもたらすような構造改革を推進するというのがまず大前提としてなきやいけないと思いま

す。それから二番目に、そういうことを前提として、あらゆる歳出について厳しく縮減を図ることですね。それから三番目に、歳入面の改革を進めながら歳人を確保していく構造をどうやつてつくつていくかという議論を進めていかなければならぬんだどうというふうに思つております。ちょっと極めて漠としたお答えで、もっと細かく言えということかもしれません、差し当たつてこのくらいで。

○原口委員 私は、今、もう現在でも、歳人構造改革に思い切つて踏み込まないと、この財政赤字の発散というのは止められないと思います。八年前に財政構造改革法のときに審議をしましたが、あのときにも同じようなベースペクトを出されました。そのときの最悪のラインをもう超えていて、そしてまさにこれは名目経済成長率を二・〇%と置いてみたり、あるいはCPIの上昇率を一・〇%で置いてみたり、賃金上昇率を二・一%。これは、私たちが経済に期待するパフォーマンスからすると相当控え目なのですが、この控え目なものの数字の中でこういう試算が出てきておりまして、平成十五年度当初では、新規債それから借換債も含めて約百四十兆円の国債を回していくかなきゃいけない。あるいは、平成十六年度には百六十兆円、そして平成二十年度には二百兆円を超える国債の借換債も含めてございますが発行をしなきゃいけない。

こういう状況の中では、一体だれがこのボンドのマーケット、国債を引き受けけると思つていらっしゃるのか。今、三つのことをおつしやいましたけれども、私は、歳入の構造改革が一番最初に来るんじゃないかな。歳出構造ももちろん変えなきやいけない。しかし、橋本財政構造改革法のときには私たちが学んだのは、単なる歳出カットだけをやつてしまつて歳入の構造改革に踏み込まないとかえつて財政赤字が拡大してしまうということを、あのときも随分主張してきたわけですが、三並べられた優先順位が、歳入の構造改革に思

切つて踏み込むんだ、そういう決意をお示しにないべきではないか。

そして、税収の弹性値も、今回の試算で幾らでとつていらっしゃるのか。税収はどれぐらい上がっていくかというふうに見ておられて試算が出てきているのか。

その辺について、二点、またお伺いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 島人構造の改革からまず進めるべきではないかという御趣旨。実は、私も財務大臣、今度二年目に入りましたして、一年目のときには、まず歳出を徹底的に抑制するという方面を強調しておりましたけれども、二年目に入りましたて、歳出歳入両面からバランスのとれた改革が必要であるというふうに、少し今の原口委員のお考えにあるのは近づいたのではないかと思つておりますが。

こういうふうに申しておりますのは、まずやはり最初に歳入構造の改革、場合によると税を上げてお金が入ってくるぞということになりますと、どうしても歳出構造に対するメスが入りにくく、いということがござりますので、私は、孫悟空の頭にかかった輪だと言つておりますけれども、ああいうのでやはりきりきり縮めていくことも歳出構造を変えていく上では必要だつたのではないかと思います。しかし、どうしても高齢化等で社会保障等が膨らんでいく中で、歳出カットだけでは全体の財政構造もゆがんでしまうし、それだけでは財政構造を変えていくことができないと、いうことから、歳入歳出両面にわたつてという表現にしたわけでございます。

したがいまして、もちろん、これをどう議論していくかは今までも委員会でたびたび御答弁申し上げておりますけれども、まず、所得税構造といふものを見直さなければならぬと思っておりますし、それから先に消費税も含めて全体の体系を見直していくという作業に取り組まなければならないと思つておりますが、こういう試算も受けまして、もう少しその辺も我々は明確にしながら進

○原口委員　國民の大切なお金を使ひかっている、それが預かり手としての責任を果たしていくことが工夫をしてまいりたい、こう思つております。それでその預かり手としての責任を果たしていくことが必要であるということを述べて、財政の質問を終わりたいと思います。

さてそこで、先ほど理事会でも聽取をさせていただきましたが、経済産業省とそれから産業再生機構、ダイエーに関する産業再生機構のさまざまなものについて、きょう経済産業省も来ていましたが、聞いておりますが、聽取をした結果なんですが、なかなかわからないことがありますので、理事会は基本的にクローズドですから、重なるところもあると思いますが、幾つか事実関係を確認したいと思いますので、これは事務方で結構でございます。

皆さんから経緯については出していただきまして、ありがとうございました。十月八日、機構が六日付でダイエーあてに通告している文書及び再生機構などの各種の報道を受けて、北畠局長から産業再生機構齊藤社長に改めて電話し前日と同趣旨の問題を指摘したと、皆さんの、経済産業省からいたいたべべーには書いてありますが、このメモややりとりの録音はござりますか、まずお伺いいたします。

○北畠政府参考人　電話でやりとりをいたしましたので、メモも録音も残っておりません。録音をとるようなことはふだんからいたしております。

○原口委員　機構が期限として通告した十二日を延長した、延長するように求めたというふうに聞いておりますが、これは事実ですね。

○北畠政府参考人　七日と八日両日、齊藤社長に電話をいたしました。その中で齊藤社長に対しまして、民間の資産査定と機構の資産査定が當時並行して開始されておりまして、民間の査定作業があと十日ほどで終わる、こういう状況でございましたので、機構としてこれを見守れないのか、つまり民間の入札期限である十月の十八日の結果が

○原口委員 ありがとうございます。
北畠局長や迎審議官が個別名、例えばウォルマートあるいは丸紅、イオンなどという個別企業名を挙げて機構にさまざまな要請をされたということはございますか。

○北畠政府参考人 私は、九月二日に齊藤社長とお会いをして、ダイエーをめぐる問題について、どういうふうに着地すべきかということで意見交換を行いました。これは、お互いいろいろな立場がござりますので、議事録もつくりないという前提で自由に議論をしたわけでございます。

その中で、私の方からはダイエーの民間入札に参加をしている企業の具体的な名前を申し上げまして、それに対して齊藤社長のコメントをちょうだいいたしました。齊藤社長からは、機構の方で、仮に将来ダイエーが機構に来た場合に、それについてスポンサーとして名を挙げたいという関心企業について、これも具体的な企業名を挙げて齊藤社長の方からお話がございまして、それについて私の方からコメントをしたという経緯はございます。

○原口委員 コメントをなさつたという事実、それはどんなコメントですか。例えば、イオンといふのは、これは我が党の岡田代表の親族が経営をされている会社で、自由民主党さんの今大臣である村上大臣も御親戚になるらしくて、村上大臣はイオンだから云々というお話をされたんでしようか。全く関係のないことだと思うんですが、いかがでございましょうか。

○北畠政府参考人 今、当時の記憶を思い出しますけれども、さまざまなお議論をいたしました。齊藤社長との前提は、それはお互いに自由に議論をするということでございまして、議事録をつくらず、他に口外しないという前提での議論だったと思います。

さまざまなお企業について、具体的な名前を挙げてお互いのコメントをいたしましたけれども、具

○北畠政府参考人 そのようなことを申し上げた記憶はございません。

○原口委員 記憶をよみがえらせていただきたいんです。

村上大臣の名譽のために申し上げますが、民主党とは何の関係もございませんし、個別の企業のために、村上大臣がさまざまな判断をゆがめるような大臣ではない、他党でございますが、そういう大臣であるというふうに思っておりますが、御認識はいかがですか。

○北畠政府参考人 私が齊藤社長と議論いたしましたのは九月の二日でございまして、村上大臣御就任の前のことでございまして、御指摘のようなことを発言したことはございません。

○原口委員 私は就任の後の話をしておりまして、先ほど記憶をよみがえらせていただきたいとて、先ほどお話を伺ったところ、まさにそういう事情ということをお願いしたのは、まさにそういうことがあります。あるからでございます。

経済産業省に高木委員長の辞任届が届いていたと、これは先日、我が党中央塚委員が配付をされた資料によつても明らかだと思いますが、局長はこれに目を通されましたか。

○北畠政府参考人 高木委員長の辞任届につきましては、十月の九日の午前、その時点のもののコピーが機構の担当官から私どもの担当あてにファクスされてきたという事実はございます。そのファクスについては私も目を通しております。

ただ、これは正式の辞任届ということではないと理解をいたしております。

○原口委員 理事会に御出席なさつてていた方は、理事会でお話しになつたこととのところが、必ずしも整合性がとれているかと疑問に思われる方いらっしゃると思います。

ただ、一般論で申し上げますと、個別の案件におきまして機関を活用するかどうかにつきましては、個々の事業者と金融機関において判断されるべき問題でございます。機関が資産査定を行つてたつても、そうした民間当事者間の判断が前提になります。

以上でございます。

○原口委員 それはちょっとよくわからないんですが、個別の案件については答えられない、そして、機関がデューデリを行うのは民間機関からの申し出によるものだ、今そういうふうにお答えになりましたか。

○藤岡政府参考人 個別の案件についてはお答えできませんでしたか。

申しますのは、機関が担当することにつきましては守秘義務がかかつてございます。そういう事情がござりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

ただ、査定行為、資産査定の行為をするに当たりましては、申し上げましたのは、個々の事業者と金融機関において判断されるべき、判断されたということが前提になつておるということでございます。

○原口委員 守秘義務が、こういう国会に対しての説明責任を遂げないということではありません。ですから、前段についてはなかなか納得をしませんが、後段については、まさに要請があつたからこそ資産査定が進んでいた。こういう資産査定が進んでいる中で、まさに権能のない人たちが期限を決めて、それを延ばせの、あるいは待てのと見るのは、私はどういうふうに判断したらいいのか。いや、それは単なる行政間のさまざまな意見の交換であると見るのは、あるいはこれを介入と見たいと思います。

○藤岡政府参考人 関係府省におきましては、どのように理解をすればいいのか、機関のお答えを伺いたいと思います。

期限の設定というのは、これはたしかこの機関法の二十三条で、資産買取りの期限が決まつていますよね、来年の三月三十一日でしたか。その中で国策としてのさまざまなおペレーショングが進んでいる中で、今はもう十一月ですよね。この期限の設定というのは業務の根幹にかかることがあります。

理解してございます。

政府といたしましては、事業者と金融機関等の検討状況を見守りつつ、個別の案件への対応に関する立場で対処してきたところでございます。私どもも、そうした立場から対処、検討されているものと理解してございます。

○原口委員 お一人の方にお伺いするのは酷かもわかりませんが、そこで疑義があるから伺つてわかるわけです。

機関の判断を尊重して、つまり、業務改善命令に対する改善計画の提出日なんというのも、これもすぐれて金融機関にとっては大事なもので、それが延ばせるんだたら、それは借り手からすれば、金融機関からすると、延ばせたらそんないことはない。この期限の問題というのはかなり大きな問題で、それを延ばせるか延ばせないかといふのは、業務のまさに本質にかかわる問題ではないかというふうに考えているから質問をしているわけです。

一般論で結構ですから、期限の問題は業務の本質にかかわるものですか、私の理解で正しいですか。

○藤岡政府参考人 今般機関が提示いたしました十二日という期限の問題は、機関の機能から見て、これは機関側からの説明なんでございますが、ぎりぎりの日程だったというふうに理解してございます。

いずれにいたしましても、今回、最終的には個々の事業者と金融機関において判断されて、現在機関との話し合いが進んでおるものと理解してございます。

○原口委員 もう一回質問をいたします。

期限の設定というのは、これはたしかこの機関法の二十三条で、資産買取りの期限が決まつていますよね、来年の三月三十一日でしたか。その中で国策としてのさまざまなおペレーショングが進んでいる中で、今はもう十一月ですよね。この期限の設定というのは業務の根幹にかかることがあります。

と私は理解をしているんですが、それはいかがですか。

○藤岡政府参考人 業務にとって非常に重要なことだというふうに理解してございます。

○原口委員 今そういうお答えをいただきました。大臣からもお伺いしておきたいと思います。

直接の、何か報道によると、取組み合いがあつたとかだれかが仲裁したとか、そんなお話をあります、まさに、まあ小泉内閣というのはそぞういう内閣ではないと思ひますので、総理はよう直ぐ、質問をすると、そんな質問するなとかおつしやいますが、そんなことはなかつたんだろうと思います。

ただ、各省間の縛張りや、あるいは銀行のさまざま今までの古いながらの中、産業再生といふのがうまくいかなかつた、だからそれを超えるものをつくる。私たちには、民主党は民主党の意見がありました。果たしてその中で、恣意的に生き残る企業が出てみたりあるいは逆に大変厳しくことになるということが、官の手によってさまざまな裁量の中に落ち込むことはどうだろうかという議論もしてきたわけですが、少なくとも、この期間については業務の根幹である。そこでの中立性を国会がしつかりと担保されているのかさてはいないのかということを質疑の中で明らかにすることは大事なことだと思います。

そこで、両大臣にお伺いしますが、さまざまなものなかつたときの根幹である。そこでの中立性を国会がしつかりと担保されているのかさてはいないのかということだけ思っています。

○原口委員 ありがとうございます。

委員長のお言葉をいただいたところで、次の質疑に入りたいと思います。

RCCです。これは、私は、この委員会でも予算委員会でも何回も、RCCに対する検査、これに入るべきだということを申し上げてきました。そして、不適切な回収事案、まさにRCCはやみと結ばない、あるいはRCCは国民負担を極小化する、そういう原則をお立てになつてしましましたが、私が予算委員会や当委員会で指摘をしてきたことは、まさにやみの手口と似たようなことをなさつていたということをございまして、この不適切な回収事案の責任をとる形で、もとの社長は御辞任をなさいました。これで体質が変わったというふうに期待をしておりました。

産業再生機構には一定の期限が区切つてあります、RCCにはそれがございません。また、今回ようやくと申しますか、金融庁はRCCに検査がありだというふうに私も考えております。

○原口委員 とすると、まさにその業務の根幹にかかるところに経済産業省の方が介入をされている疑いが高まつたわけでございます。

私たちが機関とつるんで反政府運動をしようとして本当にRCCというものそのものが存在する

しているとかさまざまな雑音が入つてきますが、そんなつもりは全くありません。産業再生が恣意的に行われない、そして先ほど谷垣大臣がお話しになつたように、まさに、新たな国民負担が発生しない、金融機関側からすると一刻も早くバランスシートをきれいにして、そして当該企業がまたもとの輝きを取り戻す、このために質疑をしておられますので、あらぬ政治的な動きが耳に入るといふのは非常に不愉快千万でございます。

また、これは理事会でも協議を今進めていますが、ぜひ機関の社長それから委員長を呼んで、そして、私の手元には辞任届と言われるようなものまで出てきていてかなり混乱が見えますので、委員長に再度お願いしますが、本委員会に機関の社長それから委員長をお招きいただきますようお願いをいたします。

○金田委員長 理事会で協議させていただきました。RCCです。これは、私は、この委員会でも予算委員会でも何回も、RCCに対する検査、これに入るべきだということを申し上げてきました。そして、不適切な回収事案、まさにRCCはやみと結ばない、あるいはRCCは国民負担を極小化する、そういう原則をお立てになつてしましましたが、私が予算委員会や当委員会で指摘をしてきたことは、まさにやみの手口と似たようなことをなさつていたということをございまして、この不適切な回収事案の責任をとる形で、もとの社長は御辞任をなさいました。これで体質が変わったというふうに期待をしておりました。

価値があるのか。民間のサービスやファンドがもう出てくる中で、一体どうなことが行われているのか。

伊藤大臣、RCCの今回の検査、そしてこれも業務改善命令を出されておられると思いますが、その内容について概要をお尋ねいたします。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきたいと思ひます。

委員から御指摘のございましたように、RCCに対しましては、本年の七月に私どもの検査結果及び銀行法第二十四条第一項に基づく不祥事件及び検査結果にかかる報告にかんがみまして、八月三十一日に業務改善命令を発出し、そして九月三十日にRCCより同命令を踏まえた業務改善計画の概要等について公表がなされたところであります。

コンプライアンスの確保に関しましては、組織の最高機関である取締役会がコンプライアンス体制や事務リスク管理体制の改善に向けて率先して取り組んでいかなければならぬわけであります。が、RCCにおいてはかかる姿勢が不十分であると判断したことから、今般の行政処分を発出するに至つたところでござります。

また、RCCからは、取締役会の取り組み姿勢が不十分であったことに関しまして、債権回収業務及び企業再生等の機能拡充業務に軸足を置いた業務運営を行ってきたことから、結果として法令等遵守及び事務リスク管理に関する取り組み等に対する各取締役の問題意識が不十分であつた旨の報告を受けているところであります。

公的役割を担つてゐるRCCにおいてこのようない行政処分を受けるに至つたことは、まことに遺憾なことであるといふうに考えております。

RCCにおいては、業務改善命令に基づいて業務改善計画が提出をされているところでございますけれども、この中に掲げられた改善策、改善に向けた諸施策を早期かつ着実に実行していくことが大変重要であるといふうに考えておりまして、私どもいたしましても、その実施状況につ

いて適切にフォローアップをしていきたいと考えております。

○原口委員 今お読みになりましたけれども、本当にそうですか。債権回収に全力を挙げて国民負担を極小化しようとして、法令遵守については少し力が抜けている、本當ですか。

実際に、この福岡の不祥事事件は、十一月四日の報道によると、当該の職員は逮捕される。これは債務者から集金した現金を二千七百万円横領しているんですよ。どうしてこんなことが気づかれないんですか。

これは二千七百万だけではありません。法令遵守体制云々の話でなくして、本当に債権の管理がどうなことをやつてあるか、もう一回よく調べてください。私が調査をした中では、自己競落のことについてもお話をございました。これについても明確にしていただきました。債権の管理会社がどのようないことをやつてあるか、もう一回よく調べてくださいといふうに思つております。

また、随意契約あるいは自己競売のことについては、私ももそしめた見點からRCCに

ビジネスに参入してきている。その中で、まさに国策会社たるRCCの管理会社が自己競落あるいは任意契約をばんばん繰り返す。そして、まじめに働いている人たちは、それこそ有無を言わさず息の根をとめられる。こんなことがあつてはならないと思います。私は、何回もこれまで金融庁に報告を受けているところであります。

伊藤大臣、先ほど御答弁いただきましたが、今私が申し上げたような問題意識、また進まないからここで取り上げて、そしてそこの部分だけが逮捕されるなり告発されるなりするというイタチごっこみたいなことを私も続けたくありません。

ぜひ、この国策会社、本当にこのまま続けるのがいいのか、それとももうそろそろ別のフェーズに入っているのかも含めて御検討をいただきたい。

決意を聞きたいと思います。

○伊藤国務大臣 RCCは公的な役割を担つてゐるわけでありますので、今委員が御指摘があつたような、RCCの信頼を揺るがすようなことがあつてはならないわけであります。したがつて、私どもも、検査において委員が御指摘をされた点も含めて検証し、そして問題については業務改善命令を発出させていただくということになります。

そして、これに基づいて業務改善計画といふものが提出をされてゐるわけでありますから、私どもとして、この計画がしっかりと実施をされてゐるのかどうか、その状況をフォローアップしていく必要があります。

また、随意契約やあるいは自己競売のことについてもお話をございました。これについても明確なルールが決まつております。そのルールどおりに実施をしていかなければいけないわけであります。そして、私どももそしめた見點からRCCに

預金保険機構を通じて、適切にしっかりと管理制度をしていきたいといふうに思つております。

○原口委員 そのフォローアップが不十分だから申し上げているわけで、自己競落あるいは競売を不調に終わらせて、そして安く自分の子会社に任せたりして、その一方で、まじめに働いている人たちが泣きを見る、こんなことは絶対に許せないということだけ申し上げて、最後の質問に移りました

として、個人名義株式の中に関係会社等が実質的に所有する株式が存在していることが判明したためと対外的な説明を行つていてるところがござります。

○原口委員 両者のいわゆる会社が所有している株式だと言つてある中に個人名義の株式があつたのです。私はそのように承知をしています。

○伊藤国務大臣 この報告書を見ると、平成十六年三月期、西武の、株式会社コクド所有の割合、それからその他、十社の合計は、コクドが四三・一六%で合計が六三・六%であったものが、訂正後は六四・八三%、それから十社合計すると八八・五七%となつてます。これは本当に、もう一割強の、いわゆるほかの、これ以外の株しかないという中で、本当に市場というのが形成されるのか。不適切な情報開示が市場に与える影響は大きくて、そなっています。これはたしか平成二年だったと思いますが、法改正の後、名義が欠落していたということになると思います。これは、その投資家の保護のために、先ほど申し上げた、平成二年十二月から導入された、発行済み株式総数に占める保有者株式数の割合が五%を超えるもの、これは五%ルールですね、これに逸脱するもので、市場の透明性、公正から見ても極めて深刻な事態ではないか。そして、なぜこういうことが、きょうは証券等監視委員会の委員長にも来ていただきたいといふうに思つてましたか、事務局長、お見えだと思いますが、なぜ見過されてきたのか。

私は、この後の法案の審議でも申し上げましたが、日本版のSECをきつりつくつて、投資家の保護、それから受益者の保護、これをやらなければなりません。これが理由だとされておりますが、事実関係をお伺いしたいと思います。

○伊藤国務大臣 今御指摘がございましたように、西武鉄道等は有価証券報告書の訂正報告書等を財務局に提出をしておりまして、訂正する理由個人名義の株式があつたということは、そこに配

当が生じてゐる可能性もある。配当が生じてゐるということは、税法上の問題も生じてゐるんではないでしようか。このことについて基本的に、一般論で結構ですから、お尋ねをします。

○長尾政府参考人 お答えします。

ディスクロージャーあるいは公正な取引の確保というものが行われることは極めて重要なと思っておりまして、私ども監視委員会といたしましても、そうした中で、そういったための調査、証取法違反の犯則調査を中心に、日々一生懸命やっているところです。

では、恐縮でござりますけれども、個別事案に関することなので、これまでの調査の有無を含め、お答えすることは控えさせていただきたいと思いまます。

なお、一般論として申し上げれば、監視委員会、この有価証券報告書の虚偽記載についても、仮に法令違反に該当する事実があると疑われる事案については、情報を得た場合には必要に応じて調査を行つて、調査を進めた結果、悪質な法令違反が認められれば厳正に対処しているところでござります。

それと、もう一つ、インサイダーについての御質問だったと思います。インサイダーの制度自体について御質問なので、私がお答えするのが適当かどうかわかりませんが、一般論として申し上げますと、証取法におきまして、百六十六条で、会社関係者等から重要な事実の伝達を受けた者が、重要な事実を知りながら公表される前にそういう上場株式会社等の株券等の売買等を行うこと、これを違法な取引、インサイダー取引として禁止しているところでございます。

先ほども言いましたけれども、私ども、常にいろんな形で証券取引、証券市場におけるいろいろな行為に目を光させておりまして、疑われる場合には必要な調査を行う、こういうことで日々やっているところでございます。

構の補償に関する質問をさせていただきたいと思つております。

新生銀行に対しましては、これまで預金保険機構から瑕疵担保条項により支払われた一兆円近い金額を含めまして、八兆円に及ぶ国民の税金、公的資金が投入されていることは、もう皆様御案内のとおりでございます。これは前回の国会でも、私、予算委員会でたしか四回、決算で一回、あの

して、ハゲタカもまあいいんじやないかなんと云う容認したような、外資に頼るような発言もございましたので、きょうは席上にハゲタカがいかに詐欺を行つたかという「ハゲタカが嗤つた日」という本を一冊ずつお配りいたしましたが、せひとともその辺を含めましてのことに対しましての御感想と、そして、伊藤大臣は大変ですね、竹中大臣の後始末をしてこいと、前回は竹中さんがいろいろなことで言つてはぐらかしておられましたのが、この問題に対しましての御感想を、小林が言つております起承転結が、もう時間を見置くことに明らかになつてきたわけでござりますが、お答え願えますでしょうか。両大臣、お願いします。

○谷垣国務大臣 「ハゲタカが嗤つた日」という御本は、質問通告をいたしましたが、中身にあります。あるということを承知いたしましたが、中身については、まだちょっと、今届けていただきましたので、ぱらぱらっと見た程度でございます。

○伊藤国務大臣 今までの経緯について委員から御説明がございましたけれども、当時、旧長銀の譲渡先の選定につきましては、金融再生委員会において、公的負担の極小化、そして金融システムの安定化、こうした視点から複数の候補先が提示した条件について総合的に検討した結果、譲渡先が決定したものであるというふうに承知をいたしました。

旧長銀の一連の処理は、金融再生法の趣旨に基づいたものでありますので、当時の当局としてのは、その定められた枠組みの中で最大限努力したものではないかと考えております。

構の補償に関する質問をさせていただきたいと思つております。

して、ハゲタカもまあいいんじやないかなんといふ容認したような、外資に頼るような発言もございましたので、きょうは席上にハゲタカがいかに詐欺を行ったかという「ハゲタカが嗤つた日」という本を一冊つお配りいたしましたが、ぜひともその辺を含めましてのことに対しましての御感想と、そして、伊藤大臣は大変ですね、竹中大臣の後始末をしてこいと、前回は竹中さんがいろいろなことで言つてはぐらかしておられましたのが、この問題に対しましての御感想を、小林が言つております起承転結が、もう時間を置くごとに明らかになつてきましたが、お答え願えますでしょうか。両大臣、お願ひします。

○谷垣国務大臣 「ハゲタカが嗤つた日」という御本は、質問通告をいただきましてそういう本があるということを承知いたしましたが、中身については、まだちょっと、今届けていただきましたので、ぱらぱらっと見た程度でございます。

○伊藤国務大臣 今までの経緯について委員から御説明がございましたけれども、当時、旧長銀の譲渡先の選定につきましては、金融再生委員会において、公的負担の極小化、そして金融システムの安定化、こうした視点から複数の候補先が提示した条件について総合的に検討した結果、譲渡先が決定したものであるというふうに承知をいたしております。

旧長銀の一連の処理は、金融再生法の趣旨に基づいたものでありますので、当時の当局としては、その定められた枠組みの中で最大限努力したものではないかと考えております。

○小林(憲)委員 さて、両大臣から感想を含めましてお伺いをいたしましたが、お手元にお配りしました「ハゲタカが嗤つた日」、これは谷垣大臣のお話も、随分、金融再生委員長の時代からずっと出てきます。これに関しましては、私、きょう御質問させていただきますけれども、これをごらんください。これは数週間にわたりまして実はペストセラーのトップとして、既にお読みになつた

方も多いと存じますが、この本を、まず百五十一ページを開いてみてください。ここに大変わかります。

やすい図が出ておりまして、いかに日本の国が詐欺事件に遭ったかという、金融詐欺事件の図が出ております。ぜひともお忙しい先生はまずこの図だけでもご覧ください。

そしてまた、さらにお忙しい先生は、百三十五ページから百八十三ページまで、ここに八兆円以内の国民の税金を使って長期信用銀行の損の穴を埋めさせることにつけて書いてあります。そして

ザーはゴーリードマン・サックス社であったこと、そしてまた、日本政府が国民の税金を使用し、日本の財政に大きな損害を与えることを承知の上で、他にも長期信用銀行を買い取りたいといううえで、社が七、八社あつたのに、リップルウッドに限られた有利な取り扱いをしたいきさつなどが、これにて民主党の諸先輩方が大変まじめにこの質問に取り組んでござる。」

組んでおりますので、この本の中にも浅尾慶郎、仙谷由人、生方幸夫、五十嵐文彦、中津川博郷、石田勝之諸先輩議員の質疑応答も書かれております。そして、日本政府のアドバイザーについてゴールドマン・サックス社を任命したいきさつ、これもどうしてそうなったのかというところで、谷垣大臣がこれは答えられないという答弁がなされたり、柳澤大臣が、当時、時間が来たためにお話をしてもいいと思うというように書いてあります。

さて、いよいよ時期ではないでしょうか、谷垣大臣。このゴールドマン・サックス社を任命したいきさつ、FA契約の内容などについて、谷垣大臣から御説明をいただけたらと思います。

○谷垣国務大臣 私は、契約を締結した当時の大臣でもございませんし、また、現在の職責でそれをお答えする立場にはございませんので、このぐらいの御答弁でお許しをいただきたいと存じます。

○小林(憲)委員 それでは、伊藤大臣、この件に関しまして御存じのことございましたらお答え

「おまかせでどうか。

○伊藤國務大臣 今委員から御指摘がございまし

並びに海外市場で新生銀行株式の売り出しを行うことは投資家に不測の損害を与える危険性がある

性質は相違する

半圓集

た旧長銀の譲渡にかかるFA契約の内容でありますけれども、この点については、契約の一方当事者でありますゴールドマン・サックス社が、今後の日本でのビジネスに支障を来しかねないこと

る、旧長銀の不法行為の損害を預金保険機構が国民の税金を使つて補償することは許されないとの観点から、質問を繰り返してきたわけでございま

○小林(憲)委員 それでは、新生銀行の方から
は、新聞記事にありますような百七十四億円を補
償してくださいということは、預金保険機構の方
にはまだ一切何のアクションもないということで

そこで、全体像ですが、預金保険機構の永田理事長にお伺いしたいと思いますが、二月十六日の予算委員会において、これまでの新生銀行に対する巨額の公的資金投入に加え、新生銀行が一兆円

理解してよろしいんでしょうか。もう一度そこを明確にしてください。

訴訟で敗訴した場合は和解調停の場で損害賠償金が発生した場合に預金保険機構が補償するとの契約があるのか否かについても質問をいたしましたと記憶しております。預金保険機構の当時の理事長の松田参考人は、サイパン訴訟に関するとして、預金保険機構とリップブルウッド社との間で偶発的債務の補償という協定を結んでいる、サイパン訴訟で新生銀行に損害賠償債務が発生した場

ただ、御案内のとおりでありますけれども、新生銀行が和解を結ぶ、和解を締結するというときには、これは法律的に和解をしようというときには、当方にも報告といいますか相談がありますので、そういう事実は存じておりますけれども、その和解と具体的な当方にに対する請求とはまた別でございますので、何回も言って申しわけございません。

と、私ども今の御答弁を聞いて楽しみにしております。

ジをごらんください。シャーマン・アンド・スタークリング法律事務所というものの謝罪文が出てまいります。今伊藤大臣がおっしゃいましたように開示ですか、これは裁判ですか、私もずっとこの裁判記録を追つての質問を行つてきておりますが、大変法律的な問題が多い中で、シャーマン・アンド・スタークリング法律事務所、これは東京にもございますが、いかに重要かといふことを追つて私の質問の中に出していきたいと思いますが、これこそが、問題が浮き彫りになりました、東証に上場前に問題が浮き彫りになつたきつかけにもなつてゐるということを皆さん御記憶ください。

新生銀行は、株式会社イ・アイ・イ・インターナショナル破産管財人及び関連他社から国内、国外で巨額の訴訟を提訴されておりまして、その損害賠償金が予想もつかない状況のもとで東京証券取引所に株式を再上場いたしました。私は、国内

ないので、場合によっては対象にならない可能性もある、新生銀行との民事契約であるから、双方の意見が対立した場合には訴訟に発展するかもしれない御答弁されました。

RCCと新生銀行の、いわゆる和解のときに、RCCにもどいた社員の人が、弁護士さんですが、その人が和解の調停の橋渡し役をやっていて、まあ、やあやあという話が、もう既に地裁なんかでも聞かれるように、債権者集会にもRCCの人が来ていましたように、中で、隠された中でいつもされているんですよ。それが、最終的にRCCの社員の弁護士がやっていたらまずいんだろうということで、RCCの社員の方はやめて、ただの弁護士になって、そして調停役になつて表に出していく。これはいつも何かもう既にできレースで話をしているものが出てきて出てきて、後から知つて、いる知つていないの話になつてきているのが、この新生銀行とリップルウッドの話のもとからずつと始まっているんです。

ですから、ここで永田理事長に再度お伺いしたいのですが、和解をしたときに、和解をしましたよという話は聞いてみえる、二百十八億。そして

それでは、永田理事長は、先ほど私が言った、四十四億円については同機構に補償請求することを差し控える予定である、一方、残高の百七十四億円については同機構に補償請求する予定だが、

して訴訟提起等にかかる預金保険機構による補償については、当事者間において民事上の問題として株式売買契約及び関係法令にのっとって適切に対応されるものだというふうに思つております。

怒っているんですよ。ですから、この本がベストセラーになるんです。どんな仕掛けで我々はだまされたのかと。

またさらにだまされるんじゃないいか、UFJの

さらに、委員から、整理回収機構が外資に売却される、そういううわざがあるけれどもというお話をござりますけれども、そのような事実はございません。

手続に関して、今後同機構との間に継続的な保証はないということを知りた
いのですね。そしてまた、それから向こうがアクションを起こしてきて、まだ裁判にはなっていないよというう
解していいですね。よろしいでしょ

そして、先ほど来預保の理事長がお答えになら
れているように、いまだ具体的な補償請求がされ
ていないわけでありますので、この段階において
私たちが何かコメントできる状況にはないという
ふうに思います。

問題　そして埼玉国と言われたプリンスでも、またこのプリンスホテルでも外人が来て買うんじやないか。またリップルウッドが来て、またシャーマン・アンド・スター・リングのような、そんな競合するような弁護士事務所が東京にあって、またそういうふうにしてばらばらになつて、日本の国を支えてきた政治と、そして国民の皆さんに親し

○小林(憲)委員 法律あつて政治なしと申しておきましょうか。

マスコミなどの報道の中で一兆円訴訟とも言われました巨額賠償請求裁判が、当初の予想と違つて低額で和解をしたわけです。ですから、ハゲタカが笑つた日というのは、いつ笑つたかといいますと、私が思うには、株でもうけた日に笑つたん

○永田参考人 お答え申し上げます。
裁判になる可能性はもちろんあるわけでありま
す。しかし、ならない可能性ももちろんあるわけ
でございますので、それだけつけ加えておきたい
と思います。

は、伊藤大臣、八兆円もの税金を払つてばかりか
になった詐欺銀行が、名前を変えて、長銀から新
生となつて上場して、一千億もの利益が海外に流
れていき、一銭もの得にならなかつた日本の国と
日本の国民です、さらに百七十四億円を皆さんん
税金から払う、そんな裁判が起つたときに大臣

まれてきたダイエーのようだ、そしてまたプリンスホテルのようだ、そういうものが今ばらばらになつてゐるんですよ、これがまたそれによつて、詐欺事件のように外資によつて買ひさらわれるんぢやないか、そんな心配をしているんです。そしてまた、RCCもそうです、先ほど原口議員が言

じゃないんです。一兆円もかかってもくろみがパ
アになるかもしれない、そしてまた、国会などで
激しい追及に遭いながら、東証で上場できないか
もしれないというよりも、いつ笑つたかとい
うと、二百十八億という彼らにとつたらはした金
みたひなお金で済んだ、でも、これは日本の国民

が百七十四億円のアクションを起こしたら、それに対して裁判をするおつもりですか、それとも裁判をしないおつもりですか。そしてまた、同じく大臣にもお伺いしますが、伊藤大臣、八兆円のお金を使つたんですよ、そして、それ以上、この

はどうお考えですかということを私は聞いている
んです。お答えください。

いましたが、もう既に売却の話も出ているじゃないですか。ローンスターが買うなんて話が出ていますよ。

にとつては大変なお金なんですよ、その日にハゲタカが笑つたんじゃないかなと私は全部読んで思つたんですけども。

表半百七十四億円払ってくれと新生銀行が力ならぬたら、これは払うべきじやないとお考えにならなければなりません。大臣のお考えを教えてください。

法律に基いて定められた枠組みの中で最大限の努力をしてこのような契約というものが締結をされたわけであります。

先ほど来お話をさせていただいておりますように、この問題は民事上の問題であります。した

行かれてくれと預保に言つてきたら、それに対してあなたはどう思われますか。お答えください。

産管財人と清算人、関係者の議歩、そして協力を引き出した、この協力を引き出したのがRCCだつたというぢやないですか。RCCというのは国民のために一円でも多くお金を取らなきやいけないので、まあまあイ・アイ・イさんの方も

裁判をするのかしないのかというお話は、前提になります、先ほぞ来白一二三でござりま十清文ミ

がつて、この契約書の中身、そして関係法令にのつとつて適切に対応されるものというふうに承

切な対応をしていかなければいけないというふうに思います。

ちょっとだけなさい、これぐらいで手打ちしたらどうだねという、その引き出したということを

お聞いしておきたいと
思ひます。

○伊藤國務大臣 お答えをさせていただきたいと
いう説明がついているか、そういうことにつかってまいりますので、するかしないかというの
は今の段階で申し上げることはできない性格のもの
であると考えております。

知をいたしておらずまことにこの有償請求について具体的な請求がなされないわけではありませんから、具体的な請求がなされた段階で、そのままの和解の詳細、そして契約に基づいて慎重に検討をして判断されるものと考えております。

○小林(憲)委員 伊藤大臣、何だかお話を聞いていると人ごとのように聞こえるんですけどれども、

先ほどもお話をさせていたたいていたとしているように、今回の問題について、この契約の条項についてさまざまな評価があることは承知をいたしております。しかし、当時の金融再生委員会が、法律に基づいて定められた枠組みの中で最大限の努力をしてこのような形の譲渡が決まったわけであります。そして、先ほど来委員がいろいろお話をになら

これは、大臣になられたからには、日本の国の国民を代表するこの財務金融委員会で、金融の問題に対してどう思われているのか。國民はみんな

れておりますけれども、この問題についても、契約の中身、そして関係法令に基づいて適切に対応されるものではないかというふうに思います。

構の一〇〇%子会社なわけでございますけれども、いかがでしようか。これは本当だつたんでしょうか。これは大臣にお伺いします。

○佐藤政府参考人 本件の和解の過程におきます
RCCによる仲介でございますけれども、当事者
である新生銀行の破産裁判所に対する申し出に基
づきまして、破産管財人の同意、破産裁判所の了
解のもとに行つたというふうに聞いておりまし
て、特に問題はないというふうに思つております。

○小林(憲) 委員 担かりました

では、特に問題がなく済んでいて、そして百七十四億円ものお金が国民の負担になつていいかないようにしていただきたいものと思つておりますが、もつとRCCのその部分についてもまた後ほど触れていきたいと思つておりますけれども。今回の和解は、グローバル・ツツルメント、一括決着といいますか世界一括決着といいますか、しておりまして、国内外のイ・アイ・イ関連の訴訟を一括して解決するものであつたということは皆さん御承知のことだと思います。

シーコム訴訟が含まれていて、この訴訟は通知期間後に提出された訴訟で、当然補償の対象外と解釈されると私は思っておりますが、ところが、新生銀行は、グローバル・セツルメントの業務に反しまして、サンフランシスコでまたもやシャーマン・アンド・スターリング法律事務所が依然として証拠書類を日本側の清算人に引き渡さないで、それどころかシーコムの訴訟を種にして日本で秘密情報を漏れて迷惑を受けたといつて清算人を訴えているなんという裁判も起こしているわけでござります。

そんなことを聞きますと、これは伝聞でござい

ですから真偽のほどはまだお確かめいただいて、いつかの機会にお答えをいただきたいと思つておりますが、そのような情報を聞きますと、政府は新生銀行がまじめにこのグローバル・ツツルメントを守つていると明言できるでしようか。

にならないで、また期限切れになつてゐるものもシーコムのようにあるわけですよ。そういうことを全部一つ一つ精査した上で、その要求を臨時報告書に上げているとは私は思えないと申します。このように、新生銀行のサポート・ジユと言えます、すべてもうこれで払つたからいいだらうと思える、あとはいつか機会を見て預金保険機構に投げつけた國民の税金を使ってやれというようなその態度に対しまして、金融庁は特に厳しい業務監査をしておられるのでしょうか。

そしてまた、まだいまだにこのような大きな問題

は、平成十二年三月一日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構により訴訟に関連して一定の補償を受けたことが可能になっております。かかる補償は、該費用を含め特定の損失について当初の五十億円を超える分について行われます。当行は、五十億円全額の引当金を平成十三年三月期に計上しておりますと記載されています。

ということは、通知の終了期限は十五年の末日であるというふうに松田参考人も答えられていましたね、ことしの……。サイバンの裁判と

いうのは、これは新しい裁判になつてゐるわけですが、すから、これは支払わなくていい、偶發的債務の中に入らないものなんですよ。というのは、せん イパン訴訟は十三年の七月三日に訴訟がされ、いるわけですけれども、ちょっと時間がないので、変早口になつて申しあげないのですけれども、とりあえず水田理事長、このように申を精査するたくさんいろいろな問題があるんです。
そして、もう時間がないと云う紙が来ましたから

で、引き続き聞きますが、聞くところによれば、新生銀行及びシャーマン・アンド・スターイング法律事務所は、整理回収機構に帰属する十五億ドルの債務を免除したと。これは勝手に免除しているんですよ。新生銀行が、もういいよといって、整理回収機構に帰属をするもの、十五億ドルで大ね、国民の許可も政府の許可も何もないのにお抜けしているんですよ、勝手に。こんなようなことをされていることは御存じだったでしようか、田理事長。

○永田参考人 お答え申し上げます。

その十五億ドルの件でござりますけれども、私が
どもそのような事実は認識しておりません。ただ、そもそもRCCが他に対しまして有する債権を新生銀行と先ほどのシャーマンが免除するということは、理論上はあり得ないというふうに私は
もは考えております。
○小林(憲)委員 時間が過ぎておりますが、その
あり得ないことがあつたんですよ。

私は、ガアムの裁判記録を全部見ました。そしたら、これはおもしろいんです。中はまた後でお渡しますけれども、ここに二部あります。

これは、長銀の弁護士をシャーマン・アンド・スターリングが引き受けた、そして、同じく同じ裁判でイ・アイ・イの弁護士も引き受けている。これは、谷垣大臣は法律の専門家でございました。法律上あり得ないですよね、大臣。だけれども、そのことが裁判になつたんですよ。シャーマン・アンド・スターリング、おまえは一体何をやつてゐるんだ、両方の弁護人になつてゐるじゃないかと法廷で問題になつた。そこでシャーマン・アンド・スターリングは言うわけですよ、いや、同じになつていてもいいんだと。というのは、債権は同じかぶつていて、要するに長銀が持つていてる債権をイ・アイ・イにまけさせたから大丈夫だと言つてゐるわけなんです、だから、私はその権利がありますと。

さらにつけ加えて、次の裁判で、先方のオバといふ、シャーマン・アンド・スターリングのところにいる弁護士なんかその人が使つてゐる弁護士なのかな、私はちょっと文章からはわかりませんが、とりあえずシャーマン・アンド・スターリング側の弁護士のオバという人が、ここにずっと書いてあるんですけども、大体リージェントホテルの資産が一・五ビリオン、十五億ドルになるんです、これを、もう私たちはお互いの話し合いでチャラにしちゃつてますから、私たちが双方の弁護人をやつたつていいんですよなんて、自分たちが助かりたいために言つてゐるんです。

ということは、チャラになつてゐるということがあるわけですよ。こういう事実はあります。そういう事実は、理論的にあり得ないことがあり得る。ですから、このことは、どんなにやかし가行われて、また、RCCDという内部がどうなつてゐるかということをあらわしてゐるわけでござりますけれども。

これは、最後になりますので言いますが、「ア

「フレーズ・ソーリー・ナウ?」今だれが悪いのか、ごめんなさいを言わなきやならないのはだれなのだと。このとき、シャーマン・アンド・スターリングという弁護士事務所は、中に入つて、さつき言いました、十七ページにあるように謝罪文も出したやうし、そしてまた、それによつて新生銀行も損をしたわけですから、新生銀行もイ・アイ・イも両方ともごちやごちやにされてゐるわけなので、これは絶対こいつらにも金を払わなきやいけないんだ。そういう話が書いてあつて、そういう要求権がある。私も、今、日本の預金保険機構はこのシャーマン・アンド・スターリングに対してもお金を請求しなきやいけない、裁判も起こさなければいけないと思いますが、そういう請求権はあるんでしようか。たくさんになりましたが、時間ですが、ということをございます、最後に永田理事長、伊藤大臣が答えていただけないので最後にお答えいただきたいと思いますが、今後、百七十四億円、来たときは裁判にして闘わなきやいけないとお思いでしようか思わないでしようか、お願ひします。

そしてまた、私が述べましたように、幾らでも新生銀行以外にも金を払わなきやいけない人たちはいるわけですから、そういうところにいけば、国民負担をこれ以上かけてはいけないという私の質問でございました。

○永田参考人 お答え申し上げます。

重ねて恐縮でございますが、裁判を起すか起さないかは今後の話でござりますので、今起こと断言することはできないわけであります。それから、シャーマンの方に請求するかしないか、私どもとしましては、裁判の関係でいりますと我々当事者として関係ありませんものですか、この点につきましては、それを請求するといふことをここで言うこともできないということです

○小林(憲)委員 終わります。ありがとうございます。
○金田委員長 次に、鈴木克昌君。
○鈴木(克)委員 民主党の鈴木克昌でございます。

きょう私は、財政健全化、そして三位一体の改革という二点に絞って御質問をさせていただきたいと思いますが、これは申し上げるまでもなく、財政を健全化していく上において三位一体は欠くべからざるものでありますし、この三位一体の目標というのは財政健全化であるということであり

ますから、まさに表裏一体だというふうに思います。そこで、順次それぞれ関係省庁にお伺いをしてまいりたいというふうに思います。ただ、三位会議では、関係省庁が非常に多いので、大変御迷惑をかけますが、その点よろしくお願ひを申し上げます。

七、八兆円の交付税を削減する財務省の案に対し、地方側は自治体への影響額を独自に試算した資料を提出し、国と地方の信頼関係を破壊するとして、激しく反論しました。

全国知事会の試算によると、財務省案が実行された場合、都道府県では二〇〇四年度に比べて一

団体当たり平均で臨時財政対策債も含め交付税が九百十三億円減少する、これは二〇〇四年度の団体当たりの平均交付税総額の三八%に相当するという話であります。削減額が大きいのは、北海

道の二千四百億を初め、大阪府千九百億など。市町村では、一団体当たり平均交付税額の約四〇%に当たる十二億円が減ることになるという。協議会では、地方側から財務省案に対して、強行するのであれば総選挙をやって国民に信を問うべきだ、全国知事会長、交付税は地方の固有財源なの

に、もてあそぶかのような議論だ、全国町村会長、地方の財政はでたらめと言わんばかりだ、全国市長会長、と批判が噴出した。

の首長の経験を踏まえて総括をさせていただきたい、このように思います。特に、財務省を初め関

係省庁にそれぞれ御答弁を賜りたいと思います。
まず、補助金、交付税、税源移譲が三位一体で
あるわけでありますけれども、現状の状況は、財
務省、総務省、各省庁、そして地方、これが四位
ばらばらとというような様相だと私は思つておりま

す。しかし、ここで一番欠落しておるのは国民の目線ではないのかな、こんな思いも実はしておるわけであります。

のとしあくも もしも すべて悪いのは地方だ
というような議論が展開をされておるのをかいま
見るわけであります。私は、これは全く実態と乖
離しておる。このように思うわけでありますが、
まず冒頭に財務大臣、そして総務大臣に、今私が
申し上げたことについてどのような御所見か、お

尋ねをしたいと思います。
○谷垣國務大臣 委員から、三位一体の受けとめ方について、それぞれ関係するものがばらばらで取り組んでいるのではないか、あさつての方向を向きながら角突き合わせているのではないかといふお問い合わせでした。

確かに一部にそういう受けとめ方もあると思
いますし、そのような角度からの御議論もあると思
います。しかし、やはりそういう受けとめ方で
はこの話が健全な展開は遂げないというふうに私は思
っておりまます。これはいろいろな側面がござ
いますけれども、一つは、今委員はお触れになり

ませんでしょたけれども、三位一体の改革の目標とするところは地方分権の推進でありますから、地方の権限と自主性、そして責任も高めていくということが確実にござります。

から、どうやつてそれぞれ財政の体質をよくしていくか、スリム化も考えながらやつていくかという視点がなければなりません。お互に財政が厳しい中でありますから、財布の中身がお互いによくわ

かつては、この言葉が、必ずしも「苦しい悲鳴」を意味するわけではありません。たとえば、仕事の仕方によっては、仕事そのものが、必ずしも「苦しい悲鳴」を意味するわけではありません。

ども、私は、大きな意味で言つて、お互に国も地方も財政を立て直して、そしてお互いに自主性を高めていこう、こういう観点でなければこの問題は解決できない、こういうふうに考えております。

○今井副大臣 鈴木委員にお答えいたします。
鈴木委員も実は私も地方自治体の市長の出身と
いうことで、共通の認識を多分共有しているんだ
ろうと思っています。
今井三郎：どうぞ、お話しよ。

今回の三位一体でござりますか。これはあくまで、次なる新しい国の形、地方分権型社会をつくりていく、国の形をつくりしていく、三位一体はそういう目的に対する一つの手段だろう、こういうふうに思うわけです。

そういった中で、委員からも御指摘がありまし

たように、我々も経験上、地方に任せてちょうどいいね、責任を持つてしっかりとやつていくよという気概を委員もお持ちだと思うわけであります。そういう意味では、地方の集合体が国ということになるわけでございますので、国と地方がお互に信用、信頼し合ってこの問題に対処していくかな

○鈴木(克)委員 当然そういうような御答弁かど
いうふうに思つておるわけであります、少しが
論に入つて申し上げていきたいと思います。
先ほど私が御質問の中で申し上げたように、何
けはならない。かように考えていくところであ
ります。

かいろいろの、特に財務省が出されてる資料を見ておりますと、本当に、地方にすべて問題があるというようなところが見られてならないものですから、その辺のところを順次お伺いしてまいりたいというふうに思います。時間の関係もござりますので、少し飛ばして、説明不足のところがあ

るかもしけませんが、せひひとつ的確な御答弁をお願い申し上げたいというふうに思います。まず潜在的国民負担率について、財務省は五〇%をめどとする。こういうようなお考えのよう

であります。この問題が一つ。それから、二〇一〇年初頭においてプライマリーバランスを黒字化するという問題が一つ。そして、地方六団体が進めておる問題との乖離について、順次お答えをいただきたいというふうに思います。

まず潜在的国民負担率ですが、厚生労働省の試算によりますと、二〇一五年度には百五十二兆円にまで達する、これは社会保障給付費といふことの視点でありますけれども、そうしますと、先ほど財務省が言つておられる五〇%程度と非常に、政府の目標の設定が何か五〇%という数字をもつとして国民の目線を欺くと言うと大変御無礼な言い方になるかもしませんけれども、私は何かそこに作為的なことがあるんじゃないのかなというふうに思います。

それから、新規国債発行額、話が飛んで申しわけありませんけれども、十七年度予算では今年度以下に抑制するということを財務大臣はおっしゃつておるわけありますが、しかしながら、これは当初予算をそうおつしやつておるわけではありませんが、では、果たして補正予算はないんでしようか。当初はそうであつても、補正でまた組みいいければ、これは全く状況が違つてくるわけであります。その辺の問題。

それから、定率減税についてもぜひお伺いをしたいと思いますが、この定率減税が来年度の税制改正に盛り込まれる可能性が高まつておるわけでありますけれども、これは景気、特に家計の消費に非常に大きな影響が出てくる可能性があるといふうふうに私は見ていますが、家計への影響度はどうぐらになるのか。

それから、消費税。これも財務大臣が消費税について近々上げていかざるを得ない、十七年度云々というような話があつて、先般、同僚議員の質問に対して、どうもとらえ方が少し違つておるわけがありますが。

額の問題、それから補正予算が編成された場合にどのような形になつていくのか、補正予算は編成されないのであるのか。それから、定率減税に対する影響、そして消費税についてということで、ちょっと多岐で大変恐縮ですけれども、それぞれ大臣からお答えをいただきたいと思います。

○田野瀬副大臣 私の方から、潜在的国民負担率についてお答え申し上げたいと思います。少し飛ばしておりますので、順番に読み上げておるわけじゃありませんので、その点はひとつ頭に入れて整理します。

○田野瀬副大臣 私の方から、潜在的国民負担率と多岐で大変恐縮ですけれども、それぞれ大臣からお答えをいただきたいと思います。

御案内のように、税、社会保険料が国民所得に占める割合である国民負担率については、平成十六年度で四五・一%に在的国民負担率は、平成十六年度で四五・一%になると見込まれております。

民負担である財政赤字の対国民所得比を加えた潜在的国民負担率は、平成十六年度で四五・一%になりますが、また、これに将来に先送りしております國

民負担率は、平成十六年度で四五・一%になると見込まれております。

鈴木先生おつしやるとおり、この潜在的国民負担率について、今後、深刻な少子高齢化の進展もあり、現行制度を前提とすれば将来的には政府が目途としている五〇%を大きく超える見込みであります。

まだ現在の段階では、来年度の税収がどのぐらいあるかというようなことも、今年度もまだ四分の一程度の税収しか明らかになつてきておりません

あるかと、この辺もまだ実は明確にわかっているわけ

が、簡素で効率的な政府、活力ある社会を実現すべく、歳入歳出両面からバランスのとれた財政構造改革を強力に推進していく必要があると考えておるところでござります。

特に社会保障については、現行制度のままでは今後高齢化の進展により給付と負担が大きく増大していくことが見込まれておりますので、今後、年金、医療、介護など社会保障制度全般についての規模としていくことが潜在的国民負担率の上昇を抑制する上でも重要である、このように考えて

おるところでございます。

○谷垣国務大臣 たくさんお問い合わせになりますので、まず新規国債発行額を抑制する、これは当初予算で達成しても、その後補正なんかを組んでどんどん出していけばものもくあみではないかという御趣旨でしたけれども、補正是確かに、ことには災害が大変ございまして、それから、いろいろなことで補正を組まなければならぬということが起きてくるかもしれませんけれども、これは初めから補正を、年度末調整のための補正といふのは大抵ござりますけれども、初めから何か追加需要のための補正を考えて私は発言しているわけではございません。むしろ、当初予算でまづきつと考へてやつていく、それから、安易な補正を組むということは慎まなきやいかぬ、こういう考え方でやつております。

それで、できるのかというお話をだと思います。まだ現在の段階では、来年度の税収がどのぐらいあるかと、この辺もまだ実は明確にわかっているわけ

が、このまま放置すれば国民の将来不安を招きまして、我が国の経済社会に大きな影響を及ぼしかねないところでござります。したがいまして、

細かなことは省きますけれども、大きく申しますと、一つはバブルの後遺症である不良債権の処理というのがほほほ日暮がついてきて、全体何か景気がよくなってきたときにそれが足を引つ張る状況からはほほ卒業ができるんじやないかというのが一つですね。それから、もう一つは、当時は財政を発動して何とか景気を下支えしようとしてきたわけですから、今はそういう状況ではなくて、民需主導で景気回復といいますか堅調な状況になつてきている。この二点で、私は、定率減税というものを廃止、縮小していく状況ではなくて、民需主導で景気回復といいますか堅調な状況になつてきている。

それから、もう一つ申し上げなければならないことは、先ほど委員がおつしやいました三位一体一体的な見直しを進め、社会保障給付の伸びを経済成長に見合う程度に抑制し、国民経済の大臣がよくおつしやいます身の丈に合った給付、負担を抑制する信認を高めるゆえんではないかということで、今から打ち出しまして、何とかそれを来年度の予算案では達成したいと思つておるわけでありま

す。

それから、定率減税につきましては、これは入れましたとき小渉内閣ございましたけれども、當時は景気が大変悪かった、やはり景気を何とかおつし上げたような平成十一年度の定率減税、抜

うことが一つ。それからもう一つは、どこかで所得税の抜本改正というものをやらなければならぬのだけれども、あのときにはまだそれをやるだけの時期に来ていなかつたので、その抜本的な所

得税改革をやるまでのつなぎの措置であるという二つの意味がございました。

まず景気が当時から比べてどうなるかというのは、これはいろいろな見方があって、今も委員はかなり家計に悪影響を与えるのではないかというふうに見ておられるということは伺いました。これは一番慎重に考えていかなければならないところではございますけれども、私はやはり平成十一年度と比べると大きく変わつてきていると思いま

す。

まず景気が当時から比べてどうなるかというのだけれども、あのときにはまだそれをやるだけの時期に来ていなかつたので、その抜本的な所得税改革をやるまでのつなぎの措置であるという二つの意味がございました。

うことが一つ。それからもう一つは、どこかで所得税の抜本改正というものをやらなければならぬのだけれども、あのときにはまだそれをやるだけの時期に来ていなかつたので、その抜本的な所

得税改革をやるまでのつなぎの措置であるという二つの意味がございました。

まず景気が当時から比べてどうなるかというのは、これはいろいろな見方があって、今も委員はかなり家計に悪影響を与えるのではないかというふうに見ておられるということは伺いました。これは一番慎重に考えていかなければならないところではございますけれども、私はやはり平成十一年度と比べると大きく変わつてきていると思いま

す。

まず景気が当時から比べてどうなるかというのだけれども、あのときにはまだそれをやるだけの時期に来ていなかつたので、その抜本的な所

得税改革をやるまでのつなぎの措置であるという二つの意味がございました。

まず景気が当時から比べてどうなるかというのだけれども、あのときにはまだそれをやるだけの時期に来ていなかつたので、その抜本的な所

本的改革をするまでのつなぎの措置という意味合いからいいましても議論をしなければならないということで、平成十七年度、十八年度はそれが主たる課題ではないかというふうに考えているわけです。もちろん、先ほど委員がおっしゃいましたように、景気の動向等、これからよく目配りをして議論を煮詰めていかなければならないということでございます。

それから、消費税にお触れになりましたが、まず所得税につきましては、これから平成十七年度、十八年度、いろいろな改革をしなければなりません。そういう中で、財政需要、本当に必要な行政サービスを提供するにはどのぐらいの需要が必要なのかというようなこともよく精査しながら、消費税体系も含めて、これは平成十九年度をめどに議論をしていく。今まだコンクリートに固まつた状況ではございませんけれども、そういうことを前広に議論してきちっとしたものをつくり上げていきたい、こういう状況でございます。

○鈴木(克)委員 それでお答えをいたいたわけであります、少し消費税についてさらに突つ込んでお伺いをしたいと思うんです。十年後には消費税を二%に引き上げるか、さもなくば社会保障関係費や公共事業関係費等の歳出規模をすべて三分の二に削減しなければ政府の財政再建目標は達成できない、これが中期財政試算なんですね。このことで、まず、二%という試算ではあるものの、出た根拠。それから、いわゆる社会保障関係や公共事業の歳出規模を三分の二に削減しなければならない、これは要するに、何かそのときの背景があつてこういう試算が出されたわけでありますので、どういう根拠でこの数字が出てきたのかということをぜひお知らせいただきたいというふうに思います。

○谷垣国務大臣 今委員がお示しいただいた試算は、先般財政審で、今建議を審議していくたいていいる、その起草委員会から建議の参考資料として出していただいたものでございます。これは先ほど原口委員にもお答えしたことであります

けれども、十年後はどういう一般会計の姿になつてあるかということを、もちろん、これだけ高齢化していくだろうとかいう一定の前提是ござりますけれども、いわば機械的に算定したものでござります、一定の前提を置いて。

機械的に申します意味は、一方で内閣府などが「改革と展望」を踏まえた十年ぐらいいわゆるプライマリーバランス回復の見通しなどを示しておられるわけですが、こちらの方は「改革と展望」等に含まれているいろいろな改革措置をきちっと実行していく場合にこういうことが見込めるという、いわば努力を含んだ数値なわけです。この財政審でお示いただいたのは、ちょっととむきむきに言いますと、そういう努力を余りしなかつた場合という場合の、どちらかといえば悪いパターンを示した、平たく言えばそういうことなのではないかと思つております。

したがいまして、これはまだ、そういういろいろな前提がございますので、すべてこのままに推移するというわけではありませんけれども、一つの審議の参考資料としていただいて、「改革と展望」に述べられているような改革をしながら、先ほど申し上げたような十年後の陰うつな姿を乗り越えていかなきやならないと思います。

そのときにやらなきやならないことというのは、これは議論し出しますと切りがございませんけれども、委員もおっしゃいましたように、やはり大きな歳出項目、これはどうしてもふえていくのは社会保障でございますし、それから国と地方の関係、先ほどから御議論いたしておりますけれども、交付税も大きなものになつてきている。それから、先ほど公共事業もお触れになりました。公共事業については随分抑えてきてるわけではありませんが、大きな項目、社会保障、それから国と地方の関係、そこはどうしても今よりも合理的な姿というものを求めていかざるを得ないんでないか、こう思つております。

○鈴木(克)委員 冒頭の御回答の中でもう二点だけちょっとと確かめておきたいわけであります、し

国债は出さないけれども、逆に、いわゆる特別会計から、例えば国债整理基金だとかいろいろなところから流用をして隠れ借金で組んでいったので、その隠れ借金は大丈夫ですねということが一つ。

いま一つは——それじゃ、それについて。

○谷垣国務大臣 隠れ借金と言われるのもいろいろなもののがございますけれども、そんなところで表面を糊塗したってなかなか実態がよくなるわけではありません。したがつて、これを縮減していくためにはいろいろな手法が必要だと思うんです。一般歳出全体を抑えていくとか、あるいは先ほどからの御議論の地方交付税ももつと合理化していく必要があると思いますし、それから歳入を確保していく、やはり税収が伸びて、先ほどやや少しくくなつてきていると申しましたけれども、そういうふくた持続的な経済発展に向けての目配りも必要なんじゃないかと思いますが、そういう努力をしながら何とかすつきとりとした姿のものをつくついておきます。

それからもう一つ、それは何に充てるのかといふことは、例えばこれからどういうふうに仕組んでいくかによつても違うわけですね。段階的にやつていこうとするのか一遍か、こういうようなことでも違いますし、その辺は景気の状況も見なされ判断しなきやならぬということだろうと思ひます。

○谷垣国務大臣 今副大臣から御答弁いたしましたことは、例えばこれからどういうふうに仕組んでいくかによつても違うわけですね。段階的にやつていこうとするのか一遍か、こういうようなことでも違いますし、その辺は景気の状況も見なされ判断しなきやならぬということだろうと思ひます。

○鈴木(克)委員 もう一点、定率減税について確かめておきたいんですが、いわゆるこの金額ですね、定率減税を廃止した場合にどれだけ金額が上がるのかということが一つ。もう一つは、与党の方でのというか、自民党での御議論のようですね、負担分に充当すべきじやないか、現在三分の一のところを二分の一に持つていくために使つたらいんじやないか、こういう議論もあるやうに伺つてますけれども、そこで出た金額を基礎年金の国庫

の議論の背景にはございまして、まだこれだけ整理ができるわけではございませんけれども、今後、そのあたりもしっかりと議論して、よい源移譲の財源をどこに求めていくのかというのをこの議論の背景にはございまして、まだこれだけ整理ができるわけではございませんけれども、今後、そのあたりもしっかりと議論して、よいものに仕上げていきたいと思っております。

○鈴木(克)委員 それでは、三位一体の方で少し伺つてまいりたいというふうに思ひます。地方交付税は本来地方団体の税収入とすべきであるというふうに、これは三位一体の地方交付税改革について伺うわけでありますけれども、どうも私は性格が慌て者なものですから、少し話が飛んでいって大変申しわけありませんけれども、本来、地方交付税というのは地方団体の税収入とすべきであるというふうに私は思つております。しかし、地方団体でもいろいろ財源が強いところ、

○田野瀬副大臣 所得税の定率減税による減収額は、十六年度予算で計算いたしますと、約二・五兆円と推計されるところでございます。いざれにしても、定率減税の取り扱いについては、仮に見直す場合にどのように実施していくかという点も含めて、今後の政府及び与党の税制改正審議の中で検討していくべきものと考えております。現時点において増収額をお示しすることは、仮に見直す場合にどのように実施していくかという点も含めて、今後の政府及び与党の税制改正審議の中で検討していくべきものと考えております。

弱いところがありますので、不均衡を調整して、そして、ある程度地方団体が一定の水準を維持できるような財源を保障する、こういう見地から国が国税として徴収をしていく。しかし、本来は、地方団体共通の固有財源であるというふうに私は実は理解をしておるわけあります。

そこで、最近は、三位一体の改革で少しの邊のところが流れが変わってきたような気がするわけですね。そういう観点から具体的にちょっとお伺いしていきたいんですけども、地方交付税の持つ財源保障機能、それから財源調整機能、これは両方あるわけですよね、これについて、地方交付税の今後の見直し、いろいろ議論されておるわけであります、今の財源保障機能、そして調整機能をどのようにお考えになつておるのか、まずその辺の御所見を財務大臣そして総務大臣からお伺いしたいと思います。

○今井副大臣　お答えを申し上げます。

御指摘ありましたように、国が地方にかわって徴収する地方税であるんだ、固有の財源が地方交付税なんだ、これは間違いないところでござります。財源を保障する機能と調整する機能、その二つが相まってこの交付税の本来の意義が成立するのだと思うわけでございます。

御案内のように、我々、自治体経営をしてみますと、ありとあらゆる分野の仕事を地方団体がやだねられているわけでございまして、多くの分野で、実は国の一定の法令の基準あるいは補助負担金制度を通じての一連な行政水準を確保するための仕組みというものが大切になつてくるわけでございます。そういったところで交付税が果たす機能というのは、これまで大変重いものがある、こうはどうふうに思つておるわけであります。

とはいうものの、一定の水準といいましても、各地域でおのおの条件が変わってまいります。経済力の格差というものございますでしょ、それに基づく税源の偏在があるわけでござります。それで、それらをならしていく、そして行政水準を一定に保つていくことに対する交付税の役

割、これも大切な機能の一つであるわけあります。そういう意味では、一定の水準を維持するためには必要な財源の保障をする機能を持つつ、あわせて地方団体における財政力格差を調整するいわゆる財源調整をする、この仕組みといたしまして、交付税制度というものを堅持していかなければならぬと思つておるわけであります。

○谷垣国務大臣　鈴木委員がおっしゃいましたように、地方交付税に財源保障機能と財政調整機能というものがある。それで、財政調整機能は、現実にこれだけ財政力の違いがありますから、財政力を調整していくという交付税の機能というのは、これは極めて大事なものだと私も思います。それからもう一つ、財源保障機能というのもあるわけですが、これは委員には証言に説法でござりますけれども、地方財政計画で歳出と歳入のギャップがあるときにそこを埋めていく、そこでそれを補てんしていく、それにいわゆる交付税の特例加算と赤字地方債でもってそこを埋めていくことにしておるわけでございまして、これもいろいろな意味で役割を果たしていることは間違いないと思います。

ただ、私は、目指すべき姿からするとここに若干問題があるという認識を持っておりまして、やはり自立と申しますか自己責任という面を強調していく必要があります。地政計画という計画を国で策定され、これはあくまで地方との信頼関係のもとでやっていかなければなりません重要な計画であるわけです。地政計画にやはり地方が縛られる、これは否めない事実であるわけでございますので、来年度、その次の年の地方の収入、支出、それらについて精査され、それに基づいて地方財政が運営されるものだ、こういうふうに思つております。

○谷垣国務大臣　この地政計画そのものについて私は今井副大臣と違う見解を持つておるわけではありません。きちんとそれぞれの地方で行うべき行いが必要についてはきちっと裏打ちをしていくのは当然のことだと思っております。

○鈴木(克)委員　当然、財務大臣から、ただい人口比で三分の一の自治体を交付税の不交付団体に持っていく、こういうお話を出ておるわけでも、順にお伺いをしてまいりたいと思います。

また後で地政計画に入らせていただきますが、ちょっと日先を変えまして、財政諮問会議で、地方財政の健全化のために二〇一〇年の初頭までに人口比で三分の一の自治体を交付税の不交付団体に持っていく、これが結局、数値目標をえていくということだというふうに思うんですが、数値目標の値を変えるのか、そもそもなければ地方の財政を強化していくのか、どちらに主眼を置かれておるのか、こういう視点でお伺いしたいんですが、本当に二〇一〇年代初頭までに人口比で三分の一の自治体を交付税の不交付団体にすることができるんでしょうか。その点をまず財務大臣、総務大臣、順番にお伺いしたいと思います。

○谷垣国務大臣　順番にいうのは、まず私から答えるということだつたと思います。

不交付団体の数をふやしていくということは、地方交付税に頼らないで自助努力とか自己責任による財政運営を行なうという意識を定着させて広めていくためには非常に大事なことで、自治体の、いわばそれぞれ努力はされているわけであります。が、財政的自立を促すということなんだろうと思います。

こういう観点から、どうしたらそれが達成できるかというのも、今、三位一体の中でのいろいろ議論をされているわけでありますけれども、先ほどから申し上げているように、税源を移譲するといふこともその一つの要素なのではないかというふうに考えておるわけでございますが、私の観点からは、それは先ほど申し上げましたような保障機能というのがやルーズに使われて地政計画が膨らみ過ぎておる面があるのではないか、それを

抑制することによって交付税総額を縮減して、基準財政需要額の中身を真に財源保障すべき水準に対応するものにしていくことが、不交付団体をふやしていくことで大事なポイントなのではないかなというふうに私は考えております。

○今井副大臣 お答えをさせさせていただきます。

国庫補助負担金や地方交付税への依存をなるたけ抑制していく、これは地方が自立する意味でも大切なことだと思っております。したがって、そ

のためにも、税源の移譲あるいは経済の活性化に伴いまして地方の税収をしっかりと確保していく、そうすることによる地方税の充実確保を図ることによって交付税に依存しない自立的な自治体を運営できるように、そうすることが結果として不交付団体をふやしていく、こういうことになるわけでございます。そのような取り組みを積極的に進めることによって、二〇一〇年初頭までに不交付団体を市町村の人口割合の三分の一程度を目標と付団体をふやしていく、こういうふうに思つてござります。

○鈴木(克)委員 ちょっと掘り返してというか深く議論したいところがあるんですけども、時間

の関係もありますので、先に飛ばさせていただき、また改めてこれは議論させていただきたいと思ひます。

三位一体の改革に対する政府の基本方針と補助金削減代替案についてお伺いをしていきたいといふふうに思ひます。

三位一体の改革については、国と地方の協議の場に臨むに当たり、政府一丸となって地方からの改革案の実現に向けて全力で取り組んでいく姿勢をお示しになっておるということだと思ひます。

ね。にもかかわらず、政府八府省の補助金削減代替案は、その金額において地方六団体の三・二兆円の削減案と非常に乖離があるわけですね。その

内容もゼロ回答というようなところもあるわけで

すね。総理は、経済財政諮問会議の場で、地方六団体の削減案に沿つて関係省庁との調整を急ぐよううにというふうに指示をされておるや伺つております。そこで三點伺つておきたいと思うんですが、そこで三點伺つておきたいと思います。

○谷垣国務大臣 先ほど鈴木委員も指摘されましたように、総理から六団体の案を真摯に受けとめて、そして十一月半ばまでに成案をつくるように

という御指示でございます。我々は当然それを踏まえてやつておきたいと思います。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表の皆さんにここに来ていただきおりまして、それ

ぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

のもので、私、それから総務大臣、それから経

済担当大臣、竹中大臣ですね、四人で協議をいたしまして、それぞれの補助金の担当大臣も順次

来ていたきながら、今議論、調整の最中でござ

います。何とかこれをまとめて三位一体の山を越

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

教育費国庫負担金につきましては既に平成十六年

度に総額裁量制を導入しているわけでございます

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○鈴木(克)委員 そこで、きょうは八府省の代表

の皆さんにここに来ていただきおりまして、そ

れぞれ、この地方六団体の案と異なる内容の代替案を提出している場合、その理由はいかがかとい

えたい、かたい決意で今臨んでおります。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

○井口政府参考人 私どもに対しましては、地方

手のよい補助制度を実現すること、補助金の削減規模については、事業への影響、これまでの補助金削減の実績等を踏まえて検討するといったことを内容といった回答をしたところでございま
す。

○井出政府参考人 農林水産関係では、治山事業等の公共事業を中心といたしまして、一部非公共事業も合わせ三千八十九億円の廃止が求められておりますが、農林水産行政の大目的でございます食糧自給率の向上でありますとか、国土、環境の保全につきましては、これは国の基本的な責務でありますて、国が責任を持って施策の実施を確保する必要があると考えております。また、農林水産関係の施策につきましては、総じて財政力が弱い農山漁村で行われておりますて、それぞれの地域におけるこれら農林水産施策の推進に支障が生じることのないような配慮が必要であると考えております。

したがいまして、地方六団体の提案にございますよう農林水産関係の補助金廃止につきましては、これを行なうことは困難と考えております。

他方、農林水産業は、日本の国土事情もありますて、地域の自然条件に左右されますので、それへの施策の実施に当たりましては、也或の実情として、

に応じて、地域の自主性なり裁量性が發揮できる仕組みとすることが重要であるとも考えております。このような考え方を踏まえまして、我が省といたしましては、補助金の統合、交付金化、あるいは公共事業については省局間連携の強化といったことをを行い、さらに行政の効率化による縮減等も含めまして代替案を作成し、提出したところでござります。

○寺田政府参考人 今回の改革を機に、環境省といたしましても、循環型社会の構築などを目指しまして国と地方が一体となって前向きに取り組んでいく、こういった仕組みをつくる必要があるものと認識しております。

ただ、環境省の補助金の大半が公共事業でございまます廃棄物関係でございまして、これについて

は、環境省に限らず、財源移譲の対象たり得るのかという議論があるというふうには承知しております。このため、環境省といたしましては、地方六団体案で対象に考えられております一千二百五億円のうち、地方の事務として同化定着、定期化していない地球温暖化対策など、改革の対象として適当ではないのではないかと思われるものを除外しまして、残り全体の九六%を補助金改革を実行し、百四十二億円の国費削減を行うこととしておりります。

廃棄物関係について申し上げますと、単純な焼却等は廃止いたしまして、リサイクル等のいわゆるRの推進とか広域的な廃棄物処理の観点から循環型社会の形成が行われるため、循環型社会形成推進交付金というような、使い勝手のいい交付金制度ということにいたしたいと存じております。

○石田政府参考人 地方六団体から廃止、移譲の対象とすべきとの御希望のございました経産省関係の補助金は六項目でございます。このうち、四項目の補助金につきましては、既に地方からの御要望に沿いまして廃止、移譲することいたしております。

政策と市中心街地の活性化対策にかかる補助金でございますが、これにつきましては、中小企業の活性化が我が国経済全体にとっても極めて重要な政策課題であるということから、必要な取り組みが遺漏なく行われることを確保することが重要であると私どもは考えております。現在、こうした点を踏まえながら、その扱いについて真剣に検討いたしているところでございます。

○今井副大臣　地方六団体の改革案は、基本方針二二〇〇四に基づく政府からの要請によって、地方自治体六団体がそれをしっかりと受けとめて徹夜までして取りまとめたもの、このように承知しているところでございます。政府といたしましては、この地方案を真摯に受けとめ、これを実現することを原則として検討することが基本であるという

忍識を当道にては
てあります。

総務省といたしましては、この趣旨を踏まえいろいろな角度から検討した結果、地方案に示

れた総務省関係の移譲対象補助金、全部で四件
総額にして九十五億円になるわけでございま
が、全廃することとさせていただいた次第であ
ます。

○永谷政府参考人　内閣府で所管しております
　　の国庫補助負担金につきまして、六団体から
止の対象として提案をいただいています。その
　　の国庫補助負担金でありますけれども、総額

十億九千四百万という金額でありますけれども、この三つの事業につきましては、一部を國の責として行うと、こうことにはござりますけれ

も、全体としては、三位一体改革の趣旨をも踏
えて、平成十七あるいは平成十八年度、兩年度
廃止するということにしております。

それから、なおということで申し上げれば、繩関係の補助金であります、地方六団体から沖縄関係経費として明示はされておりませんけ

ども、沖縄振興計画のもとで、沖縄の特殊事情十分配慮し、沖縄の振興に支障が生ずることがいような必要な措置を要望しているというところ

でござります。

いたたきますか。今何ておつて理急なき改革難しさというのを痛感いたしております。終わ
ります。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

ます。
平成十一年度、一九九九年度から実施されて
います所導脱の定期減税を宿ト、発上というこ

が議論になつてゐるわけであります。もともと所得税の定率減税というのはどのような目的で施されたのか。平成十一年二月四日の衆議院本

儀で、當時の宮澤喜一氏蔵大臣が、現行の著者

停滞した経済活動の回復に資するという目的で行うのだというふうに答弁をされていましたと思います

○谷垣国務大臣 が、それは間違いありませんか。
○佐々木(憲)委員 間違いございません。要するに、当時は九七年に実施されました消費税の税率アップあるいは医療費控除

負担で、国民にかなり重い負担が負わされました。九・四・兆負担増ということで、消費が非常に停滞をする。それから、そういう中で景気が落ち込み、経済情勢が非常に深刻化する。この深刻化し

た経済活動の回復に資するというのが最大の目的でこの減税が行われたわけです。

このときに行われていましたのは、所得税については、定率減税だけではなくて最高税率の引き下げ、さらに法人税の基本税率の引き下げなども行われたわけであります。当時の総額で約七兆円

の減税ということで、これは全体として経済活動の回復のために実施された。つまり、当時の所得税と法人税の減税というものが全体として景気回復

○谷垣国務大臣 今おっしゃいました、当時の所復のためという目的であった、これは間違いありませんね。

得減税で何を入れたかということは、正確に意図するところはそれぞれ若干違いますが、大きく言えば、やはり景気を回復させようというねらいが

あつたことは間違ひございません、その中で、特別に今のような意味合いが重かつたのが定率減税であろうと思います。

人税の全体としての減税措置というものが恒久的減税ということで、的というふうについているということ、これが私でありますて、その期間と

いうのは、一体どの程度かといいますと、停滞した経済活動が回復する、要するに景気回復、さらに個人及法人への所得累積のうち、一方につては、長友

個人の方で法人の所得課税のおいづりについて将来拡大的な見直しを行うまでの間、この二つが恒久的減税を見直すという場合の前提になる、こういうふうに政府の説明があつたわけであります。

財務大臣にお聞きしますけれども、税制の抜本的見直しを行うまでの間というわけですから、抜本的見直しが行われるまでは手をつけないというのが基本的な考え方じゃなかつたんでしょうか。

○谷垣国務大臣 今、佐々木委員がおっしゃいましたように、この導入には二つの意味がありました。一つは、当時の低迷した景気を支える、何とか回復したいということと、もう一つは、どちらが将来、所得税に関しては抜本的な見直しをやらなければいけないんだけれども、それはそれぞれの時期時期というものがあるから、それができるまではこれでいこうという二つの意味合いがありますから、当然、そこをいじるにつきましては、今の二つの、導入のときのそういう理由が現在どうなっているのかということを吟味する必要があると思います。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、税制の抜本的見直しがまだ行われていないわけですから、それが行われるまでの間、定率減税その他は実行することですから、行われていないんですねから、見直しするという筋からいうとおかしいんじやありませんか。

○谷垣国務大臣 全然おかしくございませんで、定率減税の見直しが議論になつてきておりますことの一つの理由は、先ほども鈴木委員にもお答えいたしましたけれども、地方に税源を移譲するとき、所得税を中心に行なうということで今議論をしつつございますけれども、それだけやりますと、どうしても所得税体系全体をもう一回見直さなければならぬ、そういう改革をしなければならないということになつてきております。

したがいまして、それはしないで定率減税だけを議論しようという趣旨ではございませんで、所得税全体を見直していく中で定率減税をどうするかという議論になつてきているということとございます。

○佐々木(憲)委員 ちょっと私はその説明が理解できないんですけども、税制の抜本的な見直しが行われるまでの間ですから、見直しの議論が行なわれます。

われているだけであつて、見直しされているわけではありませんから。したがつて、その見直しが行なわれるのが完了していないのに定率減税の縮小とか廃止とかを行う、これは全然整合性がとれていないんじやありませんか。

○谷垣国務大臣 いや、それは佐々木委員らしくない極めてトリビアルな議論をなさつたと思つておきます。

要するに、定率減税を見直すということは、所得税全体を見直していく中でともに議論を進めておきます。

○佐々木(憲)委員 所得税の見直しというものは、所得税の体系というものはどうあるべきかを考えていくと、もう一方の、それはさらには議論をするとして、もう一方の、では景気回復の面はどうかということで、数字をちょっとと確認したいんですけども、企業の景気回復、それからサラリーマンを中心とする個人所得の回復、これは一体どうなつてあるか。資本金十億円以上の全産業の経常利益、一九九八年から二〇〇三年までの間に幾らふえたかというのと、もう一つ、民間企業が支払った給与総額、これは家計収入の中心ですけれども、それはどうなつているか、お答えをいただきたいと思います。

○石井政府参考人 私の方から、企業収益の点をまずお答え申し上げます。

財務省が公表しております法人企業統計によりますと、これは金融、保険を除く全産業でございまが、資本金十億円以上の企業におきます経常利益、一九九八年度、平成十年度でござりますが、十二・四兆円でございました。また、二〇〇三年度、これは平成十五年度でござりますけれども、におきましては、一・一兆円でございました。したがいまして、これを単純に差し引きますと、八・六兆円の増加ということになろうかと思ひます。

○佐々木(憲)委員 もう一つ、給与の方をお答えいただきたい。

○村上政府参考人 お答えいたします。

国税庁では民間給与実態統計調査という標本調査を行つておりますが、この統計調査によれば、民間企業が支払った給与総額、今先生がお出しになだいている資料は一年を通じて勤務した給与所得者に対する給与総額なんですが、それを見ますと、一九九八年、平成十年は二百十一兆円でございましたが、二〇〇三年、平成十五年は百九十八兆円と、約十三兆円の減少となつております。これは主として賞与の減少であろうかと思います。

○佐々木(憲)委員 給与総額で十三兆円のマイナス。その一方、大手企業を中心に経常利益は約九兆円の伸び。これが現実の景気回復の実態ですよ。そのときに、今議論されているのは、サラリーマンの給与を中心としたこの部分に、いわば増税という形で定率減税の縮小、廃止というものが押しつけられるわけであります。これは大変なことなんです。

大臣にお聞きしますけれども、法人の方は利益が戻つて回復している、あのとき実施したのは所得税と法人税の減税なんです、ところが、法人税はもとに戻さない、しかし所得税の方はもとに戻す、これはちょっととバランスがおかしいんじやないかと思いますが、これは逆じやないんじやないか。法人税の方をもとに戻す、所得税はまだ回復していないから増税というのはちょっととやめてしまう、こういうのが普通じゃないでしようか。どうしてこれが逆になつてているのでしょうか。

○谷垣国務大臣 恒久的減税と言わたるものの中では、定率減税のほかに、今委員がおっしゃいましたような、所得税の最高税率であるとかあるいは法人税の税率の引き下げが規定されたわけですね。

これは、先ほど景気対策ということを主眼に置いて言わされましたけれども、景気対策という、大きな意味では景気をどうやって持続的なものにしていくかということでござりますけれども、国際化の進展といったような我が国経済社会の構造

変化にどう対応していくかという、その税制の抜本的改革の一部先取りとてなされたという面があるというふうに申し上げなきやならないと思ひます。

ですから、定率減税は、先ほど申し上げたような景気対策の観点から、それから個人所得課税のまえながら、今後、所得税や法人税のあり方を議論する中で考えていかなきやならない、こう思つています。

それで、所得税の最高税率、それから法人税の税率の取り扱いについては、今のような違いも踏まえながら、今後、所得税や法人税のあり方を議論する中で考えていかなきやならない、こう思つています。

○佐々木(憲)委員 当時は景気回復ということが非常に緊急課題ということで、所得税の減税、法人税の減税というのが行われたわけですね。性格が違うと言いますけれども、当時の議論は、それぞれ違う性格のものだがという議論はないのです。景気回復を図るというのが一つの柱、もう一つは、抜本的な税制改革が実現するまでの間やるんだと、こういう二つが決められたわけですか。

それで、景気回復という点で言うと、法人の方は景気回復が着実に進んでおり、利益が上がつてます。しかし、庶民の、サラリーマンを中心とした所得はずつとマイナスが続いているわけで、私がお配りした資料を見ていただければわかりますように、十一年以後毎年毎年前年比マイナスなんですよ。総額でマイナスだけじゃない、平均でも大体この間十七万四千円のマイナスになつていています。これは本当に大きなマイナスですか。

したがって、何でそこを税率をもとに戻して増税にするのかということが非常に疑問なわけですね。

全を期してまいる考え方でありますので、よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

引き続き、信託業法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
政府は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行うことにより、信託制度という我が国金融システムの基盤を整備し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的として、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、あらゆる財産権について信託を可能とするため、受託可能財産の制限を撤廃することとしております。

第二に、金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務の内容に応じて免許制または登録制のもとで信託業を営むことを可能とするとともに、委託者や受益者の保護を図るために、信託会社に対する行為規制や監督規制等を措置することとしております。

第三に、知的財産権を初めとした信託活用の一環にきめ細かく対応するため、グループ企業内での信託業や大学等の技術移転事業を行なう承認TLIによる信託業を認めることとしております。

第四に、信託サービスの提供チャネルの拡大の観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等のサービスを提供する信託契約代理店及び信託受益権の販売等のサービスを提供する信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者による取引の公正を確保するための規定等を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいまますようお願い申し上げます。

○金田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○金田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

○金田委員長 本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○金田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○金田委員長 次回は、明十日水曜午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

第四節 監督(第七十九条～第八十四条)

第五節 雜則(第八十五条)

第六章 信託受益権販売業者

第一節 総則(第八十六条～第九十三条)

第二節 業務(第九十四条～第九十六条)

第三節 経理(第九十七条～第九十八条)

第四節 監督(第九十九条～第一百四条)

第五節 雜則(第一百五条)

第七章 雜則(第一百六条～第一百十条)

第八章 罰則(第一百十一条～第一百十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業を営む者等に関する必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託者及び受益者の保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「信託業」とは、信託の引受けを行う営業をいう。

第二条 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第三条 この法律において「管理型信託業」とは、次の各号のいずれかに該当する信託のみの引受けを行う営業をいう。

一 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が株式の所有関係又は人的関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る)のみの指図により信託財産の管理又は

行う営業をいう。

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が株式の所有関係又は人的

関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る)のみの指図により信託財産の管理又は

行う営業をいう。

三 この法律において「信託受益権代理店」とは、同条第二項の規定により有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の締結の代理信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。又は媒介を行う営業をいう。

四 この法律において「信託受益権販売業」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

六 この法律において「信託受益権販売業者」とは、第八十六条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

七 この法律において「管理型信託業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

八 この法律において「信託契約代理業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

九 この法律において「信託会社」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十 この法律において「信託業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十一 この法律において「信託業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十二 この法律において「信託契約代理店」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十三 この法律において「信託受益権販売業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十四 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

十五 この法律において「信託受益権販売業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十六 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

十七 この法律において「信託契約代理業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十八 この法律において「信託業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

十九 この法律において「信託会社」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十 この法律において「信託業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十一 この法律において「信託契約代理店」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十二 この法律において「信託受益権販売業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十三 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

二十四 この法律において「信託受益権販売業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十五 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

二十六 この法律において「信託契約代理業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十七 この法律において「信託業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十八 この法律において「信託会社」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十九 この法律において「信託業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十 この法律において「信託契約代理店」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十一 この法律において「信託受益権販売業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十二 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

三十三 この法律において「信託受益権販売業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十四 この法律において「信託契約代理業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十五 この法律において「信託業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十六 この法律において「信託会社」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十七 この法律において「信託業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十八 この法律において「信託契約代理店」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

三十九 この法律において「信託受益権販売業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

四十一 この法律において「信託受益権販売業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十二 この法律において「信託契約代理業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十三 この法律において「信託業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十四 この法律において「信託会社」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十五 この法律において「信託業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十六 この法律において「信託契約代理店」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十七 この法律において「信託受益権販売業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四十八 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

四十九 この法律において「信託受益権販売業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十 この法律において「信託契約代理業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十一 この法律において「信託業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十二 この法律において「信託会社」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十三 この法律において「信託業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十四 この法律において「信託契約代理店」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十五 この法律において「信託受益権販売業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十六 この法律において「信託受益権証券取引法第一条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業をいう。

五十七 この法律において「信託受益権販売業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

五十八 この法律において「信託契約代理業」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

七条 第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者は、いう。

この法律において「外国信託業者」とは、外国の法令に準拠して外国において信託業を営む者(信託会社を除く)をいう。

この法律において「外国信託会社」とは、第五十三条第一項の内閣総理大臣の免許又は第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

四条 第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者は、第五十四条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

この法律において「管理型外国信託会社」とは、第五十五条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

この法律において「信託契約代理業」とは、信託契約(当該信託契約に基づく信託の受益権が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は同条第二項に規定する有価証券がその発行者(同条第五項に規定する発行者をいう)とされる場合を除く。)の締結の代理信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。又は媒介を行う営業を受けた者をいう。

この法律において「信託契約代理店」とは、信託契約(当該信託契約に基づく信託の受益権が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は同条第二項に規定する有価証券がその発行者(同条第五項に規定する発行者をいう)とされる場合を除く。)の締結の代理信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。又は媒介を行う営業を受けた者をいう。

この法律において「信託受益権代理業」とは、信託受益権販売業者(同条第二項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業を除く。

この法律において「信託受益権販売業者」とは、信託受益権販売業者(同条第二項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業を除く。

この法律において「信託受益権証券取引法」とは、信託受益権証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)をいう。

(免許の申請)

第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一
商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役(株式会社の監査等に關

する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)。次条第二項において「商法

特例法」という。(第一条の二第三項に規定す

る委員会等設置会社（第十六条において「委員

会等設置会社」という。)にあつては、取締役

氏名及び執行役。第八条第一項において同じ。」の

四 信託業務以外の業務を営むときは、その業

務の種類

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 定款

二 会社登記簿の謄本

三 業務方法書

五四
貸借対照表

五
六 收支の見込みを詰繩した書類
その他内閣府令で定める書類

前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事

項を記載しなければならない。

二
一
引受けを行う信託財産の種類
信託財産の管理又は処分の方法

三 借詰財産の管理又は処分の方法 信託財産の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

五 信託業務の一部を第三者に委託する場合に

は、委託する信託業務の内容及びその委託先（委託元、確定期、場合、委託手続）

(委託先が確定していない場合は選定に係る基準及び手続

六 信託受益権販売業を営む場合には、当該業

務の実施体制

七 その他内閣府令で定める事項
(免許の基準)

100

定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者(第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。)であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、又は第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第六十七条第一項若しくは第八十六条第一項と同種類の登録を取り消され、又は当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは監査役、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項若しくは第一百二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその处分を受けた日から五年を経過しない者はこれらに相当する外国の法令の規定に違

反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条の三、第二百三十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 個人である主要株主(申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国人の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからチまでのいずれかに該当するもの

口 前号口からチまでのいずれかに該当する者

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、

第八十二条第一項の規定により第六十七条
第一項の登録を取り消され、第八十九条の
規定により第八十六条第三項の登録の更新
を拒否され、第二百二条第一項の規定により
第八十六条第一項の登録を取り消され、担保
保附社債信託法第十二条の規定により同法
第五条第一項の免許を取り消され、若しくは
は金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律第八条ノ三の規定により同法第一条第一
項の認可を取り消され、又はこの法律、担
保附社債信託法若しくは金融機関の信託業
務の兼営等に関する法律に相当する外国の
法令の規定により当該外国において受けて
いる同種類の免許、登録若しくは認可を取
り消され、その取消しの日から五年を経過
しない者

口 第六号に規定する法律の規定又はこれら
に相当する外国の法令の規定に違反し、罰
金の刑(これに相当する外国の法令による
刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終
わり、又はその刑の執行を受けることがな
くなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役若
しくは監査役又はこれらに準ずる者のうち
に第八号イからチまでのいずれかに該当す
る者のある者

下回つてはならない。

前項第二号の政令で定める金額は、一億円を

第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定め
るところにより計算するものとする。

第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、
会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会社
又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ
二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る
議決権を除き、同条第五項の規定により議決権
を有するものとみなされる株式又は持分に係る
議決権を含む。以下同じ。)の百分の二十(会社
の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影
響を与えることが推測される事実として内閣府

令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上
の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

次の各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係 親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(資本の額の減少)

第六条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、その資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(登録)

第七条 第三条の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

有効期間の満了後引き続き管理型信託業を営

もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

5 第三項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならぬ。

6 第三項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお努力を有する。

(登録の申請)

第八条 前条第一項の登録(同条第三項の登録の更新を含む。以下この条、第十一条第一項、第四十五条第一項第三号及び第一百十一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第十一条第一項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社登記簿の謄本

三 業務方法書

四 貸借対照表

五 その他内閣府令で定める書類

3 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引受けを行う信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

五 信託業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する信託業務の内容及びその委託先の(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)

六 その他内閣府令で定める事項

(登録簿への登録)

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

第十条 内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第十二条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五条第二項各号(第二号及び第三号を除く。)のいずれかに該当する者

二 資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

4 内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 信託会社は、第一項の営業保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託業務を開始してはならない。

6 信託の受益者は、当該信託に関する生じた債権に関し、当該信託の受託者たる信託会社に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 信託会社は、営業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額について供託(第三項の契約の締結を含む。)を行はず、又は管理型信託業務を適正に遂行するためには十分なものでない株式会社

9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券(社債等の振替に関する法

第十一条 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、信託業務の内容及び受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

3 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を取り戻すことができる。

5 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

6 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、内閣府令・法務省令で定めた第二項の規定によるものほか、営業保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定められる。

7 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 第十二条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託された営業保証金は、第七条第三項の登録の更新により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託財産の新受託者への譲渡若しくは帰属権利者の移転が終了したとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前項に規定するもののほか、営業保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定められる。

12 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

13 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

14 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

15 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

16 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

17 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

18 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

19 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)をもつてこれに充てることができる。

20 第一項、第四項又は第八項の規定により供託された営業保証金は、第七条第三項の登録の更新により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託財産の新受託者への譲渡若しくは帰属権利者の移転が終了したとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

21 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、内閣府令・法務省令で定めた第二項の規定によるものほか、営業保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定められる。

22 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

23 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

24 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

25 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

26 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

27 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

28 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

29 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

30 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

31 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

32 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

33 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

34 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

35 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

36 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

37 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

38 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

39 第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十四条 信託会社は、その商号中に信託という文字を用いなければならぬ。

2 信託会社でない者は、その商号のうちに信託五条第一項の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保附社債信託法第一項の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者については、この限りでない。

第十五条 信託会社は、自己の名義をもつて、他人に信託業を営ませてはならない。

(名義貸しの禁止)

第十六条 信託会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあっては、執行役)は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営む場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(主要株主の届出)

第十七条 信託会社の主要株主(第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)となつた者は、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該信託会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。保有的目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第五条第二項第九号及び第十号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(措置命令)

第十八条 内閣総理大臣は、信託会社の主要株主が第五条第二項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハまでのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該信託会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第十九条 信託会社の主要株主は、当該信託会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(信託会社を子会社とする持株会社に対する適用)

第二十条 前三条の規定は、信託会社を子会社(第五条第六項に規定する子会社をいう。第五条第十一号を除き、以下同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

(第三節 業務)

(業務の範囲)

第二十一条 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業

三号又は第八条第二項第三号の業務方法書をい

う。において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と

同じ方法により管理を行うものに限る。」を営むことができる。

2 信託会社は、前項の規定により営む業務のは

か、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確實に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であつて、当該信託業務に

3 信託会社は、前項の承認を受けようとするとき、営む業務の内容及び方法並びに当該業務

を営む理由を記載した書類を添付して、申請書

を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 信託会社は、第二項の規定により営む業務の内容又は方法を変更しようとするときは、内閣

総理大臣の承認を受けなければならない。

5 信託会社は、第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

6 第三条の免許又は第七条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により営む業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当

該申請者が当該免許又は登録を受けたときには、当該業務を営むことにつき第二項の承認を受けたものとみなす。

第二十二条 信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、信託業務の一部を第三者に委託することができる。

一 信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続が信託契約において明らかにされていること)。

二 委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること。

三 委託に係る契約において、委託先が委託された財産を自己の固有財産と分別して管理することその他の内閣府令で定める条件が付されていること。

四 信託会社が信託業務を委託した場合における補足する行為第三者をして当該行為を約させ、又は行われる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。)

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

信託会社は、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

2 信託会社が信託業務を委託した場合における第二十八条から第三十条まで(第二十九条第三項を除く。)の規定及びこれらの規定に係る第八章の規定の適用については、これらの規定中「信託会社」とあるのは、「信託会社(当該信託会社から委託を受けた者を含む。)」とする。

(信託業務の委託に係る信託会社の責任)

第二十三条 信託会社は、信託業務の委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、信託会社が委託先が委託を受けた者に相当の注意をし、かつ、委託先が委託を受けた業務につき受益者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

(信託契約の内容の説明)

第二十五条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託契約締結時の書面交付)

第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない。ただし、当該書面を委託者に交付しなくとも委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

二 委託者に対し虚偽のことを告げる行為

二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 委託者の氏名又は名称及び受託者の商号

三 信託の目的	四 信託財産に関する事項
五 信託契約の期間に関する事項	六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項
項第二条第三項各号のいずれにも該当しない信託にあっては、信託財産の管理又は処分の方針を含む。)	七 信託業務を委託する場合には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)
八 第二十九条第一項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要	八 第二十九条第一項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要
九 受益者に関する事項	九 受益者に関する事項
十 信託報酬に関する事項	十 信託財産の交付に関する事項
十一 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項	十一 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
十二 信託財産の計算期間に関する事項	十二 信託財産の計算期間に関する事項
十三 信託財産の状況の報告に関する事項	十三 信託財産の状況の報告に関する事項
十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項	十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
十五 信託契約の解除に関する事項	十五 信託契約の解除に関する事項
十六 その他内閣府令で定める事項	十六 その他内閣府令で定める事項
二 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。	二 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。
(信託財産状況報告書の交付)	(信託財産状況報告書の交付)
第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係	第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係
る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。	る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
二 前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。(信託会社の忠実義務等)	二 前条第二項の規定は、受益者に対する前項の信託財産状況報告書の交付について準用する。(信託会社の忠実義務等)
第二十八条 信託会社は、法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る受益者のため忠実に信託業務を行わなければならない。	二 一の信託財産とそれ以外の信託財産との間における取引として政令で定める者をいう。)と信託財産との間における取引として政令で定める者をいう。)と信託財産との間における取引
3 信託会社は、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもつて信託業務を行わなければならぬい。	3 信託会社は、前項各号の取引をした場合に付され、信託財産の計算期間ごとに、当該期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、当該書面を受益者に対し交付しなくとも受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
4 第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面の交付について準用する。	4 第二十六条第二項の規定は、受益者に対する前項の書面の交付について準用する。
二 信託会社が信託財産として所有する登録社債等(社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第三条第一項の規定により登録をした社債及び同法第十四条において準用する同法第三条第一項の規定により登録をした債権をいう。以下この項において同じ。)について同法第五条の移転の登録その他内閣府令・法務省令で定める登録を内閣府令・法務省令で定める登録をしたときには、受益者が信託会社が信託の本旨に反することを知っていたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。	二 信託会社が信託財産として所有する有価証券を固有財産として所有する有価証券と分別して管理する場合は、当該有価証券が信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制を整備しなければならない。
三 信託財産に関する情報を利用しても自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引(内閣府令で定めるものを除く)を行うこと。	三 通常の取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。
四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為	四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為
二 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。	二 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。
三 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。	三 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。
四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為	四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為
二 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。	二 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。
三 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。	三 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反することを知つたときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反して当該登録社債等を処分したときは、受益者は、処分の相手方及び転得者が信託の本旨に反することを知つたとき、又は重大な過失により知らなかつたときに限り、その処分を取り消すことができる。
四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為	四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為
二 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反すこと	二 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反すること
三 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反すこと	三 信託会社は、信託契約において次に掲げる取引を行ふ旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがある場合に反すこと
四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為	四 その他信託財産に損害を与える、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

(營業年度)
第三十二条 信託会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

(營業報告書)

第三十三条 信託会社は、営業年度ごとに、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に

内閣総理大臣に提出しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第三十四条 信託会社は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎営業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(株主等の帳簿閲覧権の否認)

第三十五条 商法第二百九十三条ノ六及び第二百九十三条ノ八並びに有限会社法第四十四条ノ三の規定は、信託会社(管理型信託会社を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)の会計の帳簿及び資料(信託財産に係るものに限る。)については、適用しない。

第五節 監督

(合併の認可)

第三十六条 信託会社を全部又は一部の当事者とする合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、合併後存続する株式会社又は合併により設立され

る株式会社(第四項において「合併後の信託会社」という。)について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、合併契約書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

(新設分割の認可)

第三十七条 信託会社が新たに設立する株式会社に信託業の全部の承継をさせるために行う新設分割(次項において「新設分割」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類を添付しなければならない。

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、分割計画書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 讓受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第四項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第五項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第六項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第七項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第八項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第九項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二 項名号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第四項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第五項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第六項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第七項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第八項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第九項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十四項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十五項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十六項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十七項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十八項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

する信託会社(以下この条において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第四項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第五項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第六項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第七項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第八項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第九項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十三項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十四項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十五項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲受会社が第五条第十六項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

する信託会社(以下この条において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

の規定により第三条の免許を取り消したとき、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消したとき、又は第四十四条第一項

若しくは第四十五条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。

(免許等の取消し等の場合の解任手続)

四十九条内閣総理大臣が第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四条第一項

の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定により第七条第一項

の登録を取り消した場合における信託法第四十一条の適用については、同条中「委託者、其ノ

相続人又ハ受益者」とあるのは、「委託者、其ノ相続人、受益者又ハ内閣総理大臣ニする。

前項の場合において、裁判所が信託法第四十一条の規定により信託財産の管理人を選任する

ハ多の規定により信託財産の管理人を選任する場合における非訟事件手続法(明治三十一年法)

律第十四号)第七十一条ノ五第一項の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利

害関係人又ハ内閣總理大臣」とする。
第一項の場合における信託法第四十九条第一

項の適用については、同項中「利害関係人」とあ
るは、「利害関係人又ハ内閣総理大臣」とす

第一項の場合において、裁判所が信託会社で

あつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であつた受託者は、なお信託会社とみな

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)す。

第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認

援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼すること

ができる。

て、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十二条第一項、第三項及び第四項の規定

		は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。
第六節 特定の信託についての特例	(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)	第五十一条 次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の受けについては、第三条の規定は、適用しない。
一 委託者、受託者及び受益者が同一の会社の集団(一)の会社(外国会社を含む。以下この号及び第十項において同じ。)及び当該会社の子会社の集団をいう。以下この条において「会社集団」という。)に属する会社であること。	二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいじ。)が受益者である場合には、その発行する資産対応証券(同条第十一項に規定する資産対応証券をいう。第八項第二号において同じ。)を受託者と同一の会社集団に属さない者が取得していないこと。	三 信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。第八項第三号において同じ。)が受託者と同一の会社集団に属さない者との間で締結されていないこと。
四 前二号に準ずるものとして内閣府令で定める要件	五 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。	六 内閣総理大臣は、第一項の信託に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、同項の信託の委託者、受託者若しくは受益者に對し第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に受託者の営業所、事務所その他の施設に立ち入りさせ、第二項若しくは前項の届出若しくは第四項の措置に関して質問させ、若しくは受託者の書類その他の物件を検査、第二項若しくは前項の届出又は第四項の措置に関し必要なものに限り、させることができる。
三 前項の届出には、当該信託に係る信託契約のほか、当該信託が第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類として内閣府令で定める書類を添付しなければならない。	七 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	八 第一項の信託の受益者は、次に掲げる行為をしてはならない。
第八条第一項第一号	一 当該信託の受益権を受託者と同一の会社集團に属さない者に取得させること。	一 当該信託の受益権を受託者と同一の会社集
資本	二 当該信託の受益権に係る資産対応証券を受託者と同一の会社集団に属さない者に取得させること。	二 当該信託の受益権に係る資産対応証券を受

第八条第一項第一号	商号
資本	商号又は名称
資本又は出資	

第八条第一項第三号	取締役及び監査役	役員
第八条第一項第四号	信託業務	信託業務 特定大学技術移転事業に該当するものに限る。以下同業に該当するものに限る。)
第八条第一項第五号	本店その他の営業所	主たる営業所又は事務所その他
第八条第二項第一号	定款	の営業所又は事務所
第八条第二項第二号	会社登記簿	特定大学技術移転事業承認事業者登記簿
第九条第一項及び第二項	管理型信託会社登録簿	特定大学技術移転事業登記簿
第十条第一項第一号	第二号及び第三号	第一号から第四号まで
第十条第一項第二号	前号に規定する金額に満たない株式会社	資本又は出資の額に満たない法人
第十条第一項第四号	定款	定款若しくは寄附行為
第十条第一項第五号	管理型信託業務	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け
株式会社	法人	法人
第三十四条	第三十五条及び第二十六条	第二十一条第六項
第四十一条第二項第一号	商号	第四十二条第二項第三号
第三十四条	登録	第三条の免許又は第七条第一項の登録
第四十一条第二項第一号	免許又は登録	第五十二条第一項の登録
第三十四条	登録	

第二十一条第一項	信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業	信託業(特定大学技術移転事業に該当するものに限る。以下同じ。)及び特定大学技術移転事業に該当するものを除く。)のほか、特定大学技術移転事業に係る信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業
第四十二条第二項第三号	第四十二条第二項第三号	第五十二条第二項において準用する第八条第二項第三号
第三条の免許又は第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	
第四十二条第二項第三号	登録	
第三十四条	商号又は名称	
第四十一条第二項第一号	信託業を廃止したとき(分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。)	信託業を廃止したとき(分割により信託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業の全部の譲渡をしたときを含む。)又は大学等における技術に関する研究成
第三十四条	営業所	果の民間事業者への移転の促進に関する法律第五条第二項の規定により同法第四条第一項の承認が取り消されたとき
第四十一条第二項第一号	会社	設立により同法第四条第一項の承認が取り消されたとき
第四十一条第二項第一号	取締役若しくは執行役又は監査役	當該信託会社の営業所その他の施設
第四十一条第三項	事業者	當該信託会社の営業所、事務所その他の施設
第四十五条第一項	役員	當該承認事業者の営業所、事務所
第五十五条第一項第一号	第五十五条第一項の登録	第五十五条第一項の登録
第五十五条第一項第一号	第七条第一項の登録	第五十五条第一項の登録
第五十五条第一項第一号	第五十五条第一項の登録	第五十五条第一項の登録

第四十五条第一項第二号	第十条第一項第二号から第五号までに該当することとなつたとき	第五十二条第二項において準用する第十条第一項第三号から第五号までに該当することとなつたとき
第四十五条第一項	取締役若しくは執行役又は監査役	第五十二条第一項の登録
第四十六条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十六条第三項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項若しくは第五十四条第一項の登録
第四十七条	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十八条	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第四十九条第一項	第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
第五十条第一項	第五十四条第一項	第五十五条第一項
第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項の登録

（免許）	これらに準ずる者をいう。以下同じ。の氏名	一 定款(これに準ずるもの)及び業務基礎を有していること。
第五十三条 第三条の規定にかかるわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店以下「主たる支店」といふ。について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外國信託業者が国内において設ける他の支店において信託業者を當むことができる。	二 信託業務を健全に遂行するに足りる財的基盤を有していること。	
2 前項の免許を受けようとする者(第五項及び第六項において「申請者」という。)は、信託業務を當むすべての支店の業務を担当する代表者(以下「国内における代表者」という。)を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。	三 各支店の人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。	
3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。	
4 第四条第三項の規定は、前項第二号の業務方法書について準用する。	五 一 株式会社と同種類の法人でない者 二 第二項第二号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人 三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人	
5 内閣総理大臣は、第一項の申請があつた場合においては、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	六 第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなりた日から五年を経過しない法人	

6 第五条第二項第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなりた日から五年を経過しない法人	七 いすれかの支店において他に當む業務がそのままの信託業務に関連しない業務である法人又は当該他に當む業務を當むことがその信託業務を適正かつ確実に當むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる法人
7 第二項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。	八 役員(いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五十九条第二項及び第六十条第二項において同じ。)及び国内における代表者のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいすれかに該当する者のある法人
8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。	九 主要株主(これに準ずるもの)が信託業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の信託業に係る規制当局による確認が行われていない法人
9 第二項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。	10 第二項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

9 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要的限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(登録)

第五十四条 第三条、第七条第一項及び前条第一項の規定にかかる外國信託業者は、その主たる支店について内閣総理大臣の登録を受けた場合には、当該主たる支店及び当該外國信託業者が国内において設ける他の支店において管理型信託業を営むことができる。

2 第七条第二項から第六項までの規定は、前項の登録について準用する。

3 第一項の登録(前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項、第六十条第一項第三号及び第一百一一条第三号において同じ。)を受けようとする者(第六項において「申請者」という。)は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 資本の額

三 役員の氏名

四 信託業務以外の業務をいすれかの支店において営むときは、その業務の種類

五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地

六 国内における代表者の氏名及び国内の住所

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 貸借対照表

四 その他内閣府令で定める書類

5 第八条第三項の規定は、前項第二号の業務方

法書について準用する。

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 前条第六項各号(第二号及び第三号を除く。)のいずれかに該当する者

二 第三項第二号の資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない法人

四 定款(これに準ずるものと含む。)又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない法人

五 いすれかの支店において、人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められる法人

六 第三項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

7 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

9 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型外國信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 第三項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 貸借対照表

四 その他内閣府令で定める書類

5 第八条第三項の規定は、前項第二号の業務方

法書について準用する。

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 前項の規定は、管理型外國信託会社について準用する。この場合において、同項中「第五条第三項第二号」とあるのは、「第五十四条第六項第二号」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により積み立てられた損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

3 前二項の規定により積み立てられた損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

4 外國信託会社は、第一項又は第二項の規定により積み立てられた損失準備金の額、営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した全額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内外において保有しなければならない。

5 (申請書記載事項の変更の届出)

第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

7 第三項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

9 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管

理型外國信託会社登録簿に登録しなければならぬ。

一 第三項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 貸借対照表

四 その他内閣府令で定める書類

5 第八条第三項の規定は、前項第二号の業務方

法書について準用する。

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 国内において破産、再生手続開始、整理開

始若しくは更生手続開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の

法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

二 合併(当該外國信託会社が合併により消滅した場合を除く。)をし、信託業の一部の承継

をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一一部の譲渡若しくは信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき。

3 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外國信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定により積み立てられた損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

4 前項の規定により積み立てられた損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

5 (申請書記載事項の変更の届出)

第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

7 第三項第二号の資本の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

8 第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

9 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管

理型外國信託会社登録簿に登録しなければならぬ。

一 第三項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 貸借対照表

四 その他内閣府令で定める書類

5 第八条第三項の規定は、前項第二号の業務方

法書について準用する。

6 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 国内において破産、再生手続開始、整理開

始若しくは更生手続開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の

法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

二 合併(当該外國信託会社が合併により消滅した場合を除く。)をし、信託業の一部の承継

をさせ、若しくは一部の譲渡若しくは一部の譲受けをしたとき。

3 外國信託会社は、すべての支店における信託業の廃止(外国における信託業のすべての廃止を含む。)をし、合併(当該外國信託会社が合併により消滅するものに限る。)をし、合併及び破

産以外の理由による解散をし、支店における信

託業の全部の承継(外国における信託業の全部の承継を含む。)をさせ、又は一部の承継をさせ、又

は支店における信託業の全部の譲渡(外国におけ

る信託業の全部の譲渡を含む。若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日

	每營業年度	當該期間
第四十六條第一項	營業所	支店
第四十一条第二項	第七条第一項の登録	第五十七条第二項
第三条の免許	第七条第一項又は第五十二条第一項の登録	第五十三条第一項の免許
第四十六条第二項	第七条第一項又は第五十二条第一項の登録	第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録
第四十六条第三項	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録	第五十三条第一項の免許
第四十七条	第七条第三項の登録の更新	第五十二条第一項の登録又は第五十三条第一項の免許
第四十七条	第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録
第四十五条第一項	第五十四条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新	第五十四条第一項の登録
第四十五条第一項	第六十条第一項	第五十四条第一項の登録
第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録	第五十四条第一項の登録
第四十八条	第五十九条第一項	第五十九条第一項
第四十八条	第六十条第一項	第五十四条第一項の登録
第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録	第五十四条第一項の登録
第二十一条第一項	第四条第二項第三号	第五十三条第三項第二号
第二十一条第六項	第八条第二項第三号	第五十四条第四項第二号
	第三条の免許	第五十三条第一項の免許
	第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録

2 第二十二条の規定は外国信託会社がその支店において行う業務について、第三十九条の規定は外国信託会社がその支店における信託業の譲渡を行う場合について、それぞれ準用する。この場合に、次の一欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十一条第一項	第四条第二項第三号	第五十三条第三項第二号
第二十一条第六項	第八条第二項第三号	第五十四条第四項第二号
	第三条の免許	第五十三条第一項の免許
	第七条第一項の登録	第五十四条第一項の登録

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十四条 外国信託業者は、次に掲げる業務を行うため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行おうとする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在地その他内閣府令で定める事項を

(登録) 第一節 総則	
内閣総理大臣に届け出なければならない。	一 信託業に関する情報の収集又は提供
二 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、外國信託業者に対し前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。	三 外國信託業者は、第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他の同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
四 指図権者の忠実義務	五 指図を行なう業を営む者(次条において「指図権者」という。)は、法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る受益者のため忠実に当該信託財産の管理又は処分に係る指図を行わなければならぬ。
六 指図権者の行為準則	七 指図権者は、その指図を行なう信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。 一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行なうことと受託者に指図すること。 二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。 三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引(内閣府令で定めるもの除外)を行うことを受託者に指図すること。 四 その他内閣府令で定める行為
八 登録簿への登録	九 第六十九条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号	2 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公示する。内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に付する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を守るために、内閣府令で定める様式の標識を掲示する。
第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	2 信託契約代理店以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
(登録の拒否)	(名義貸しの禁止)
第七十一条 内閣総理大臣は、第五条第二項第一号に該当する者	第二節 業務
一 申請者が個人であるときは、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者	(顧客に対する説明)
二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者	第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理(信託会社又は外国信託会社)を代理する場合に限る。以下この章において同じ。)又は媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者	一 所属信託会社の商号
ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者	二 信託契約の締結を代理するか媒介するかの別
三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者	三 その他内閣府令で定める事項
四 他に當む業務が公益に反すると認められる者	(分別管理)
(変更の届出)	第七十五条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介に関する顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に関して預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。
第七十二条 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、同条中「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。
(標識の掲示)	(第三節 経理)
第七十三条 信託契約代理店は、信託契約代理業の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	(立入検査等)
第七十四条 信託契約代理店は、前項の信託契約代理業務に付する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を守るために、内閣府令で定める様式の標識を掲示する。	第八十条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業務に関する取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店に対し当該役員の解任を命ずることができる。
(登録の失効)	(第八十三条 信託契約代理店が第七十九条各号の

いづれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第八十四条 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

第五節 雜則

(所屬信託会社の損害賠償責任)

第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第六章 信託受益権販売業者

第一節 総則

(登録)

第八十六条 信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

3 有効期間の満了後引き続き信託受益権販売業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

5 第三項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにそ

6 第三項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにそ

の申請について処分がされないときは、從前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

(登録の申請)

第八十七条 前条第一項の登録(同条第三項の登

録の更新を含む。以下この条、第八十九条、第二百二条第一項第二号及び第一百十一条第九号において同じ。)を受けようとする者(第八十九条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員の氏名

三 信託受益権販売業を営む當業所又は事務所の名称及び所在地

四 他に業務を営むときは、その業務の種類

五 その他内閣府令で定める事項

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第八十九条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 業務方法書

三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるものと含む。)

四 その他内閣府令で定める書類

三 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

四 前項の届出を受理したとき

5 信託受益権販売業者は、第八十七条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から一週間に以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 信託受益権販売業者による信託受益権(信託の受益権のうち、証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除いたもの)を、内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 信託受益権販売業者は、營業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する營業保

のいづれかに該当するとき、又は第八十七条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、第五条第二項第八号イからチまでのいづれかに該当する者に該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいづれかに該当する者がある者

三 信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者

四 内閣総理大臣は、顧客の保護のため必要があると認めるときは、信託受益権販売業者と前項の契約を締結した者又は当該信託受益権販売業者に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 信託受益権販売業者は、第一項の營業保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託受益権販売業務を開始してはならない。

6 信託受益権販売業者による信託受益権(信託の受益権のうち、証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除いたもの)を、内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 信託受益権販売業者は、營業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託第三項の契約の締結を含む。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する營業保

(登録の拒否)

第八十九条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号

2 二 登録年月日及び登録番号

1 前条第一項各号に掲げる事項

2 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 信託受益権販売業者は、政令で定めるところにより、当該信託受益権販売業者のために所要

平成十六年十一月九日

三八

令で定める有価証券(社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第八十六条第三項の登録の更新がされなかつたとき、第一百一条第一項の規定により第八十六条第一項の登録が取り消されたとき、第一百三条の規定により第八十六条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は営業保

証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に

関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定め

(標識の掲示)

第九十二条 信託受益権販売業者は、信託受益権販売業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 信託受益権販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十三条 信託受益権販売業者は、自己の名義をもつて、他人に信託受益権販売業を営ませてはならない。

第二節 業務

(信託受益権の内容の説明)

第九十四条 信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を説明しなければならない。

ただし、顧客の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 信託財産の種類、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法並びに信託財産の交付に関する事項

二 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項

三 信託の設定時における第三者による信託財産の評価の有無その他信託財産の評価に関する事項

四 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項

五 その他内閣府令で定める事項

(信託受益権の内容を記載した書面の交付)

第九十五条 信託受益権販売業者は、その行う信託受益権の販売等により信託受益権の売買契約が成立したときは、遅滞なく、顧客に対し信託

受益権の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただ

し、当該書面を顧客に交付しなくとも顧客の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府

令で定める場合は、この限りでない。

2 信託受益権販売業者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合に

おいて、当該信託受益権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(行為準則の準用)

第九十六条 第二十四条の規定は、信託受益権販売業者が顧客に対して行う信託受益権の販売等について準用する。

(行為準則の準用)

第九十七条 信託受益権販売業者は、信託受益権販売業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第九十八条 信託受益権販売業者は、営業年度又は事業年度ごとに、信託受益権販売業務に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなけれ

ばならない。

2 内閣総理大臣は、前項の信託受益権販売業務に関する報告書を、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託受益権販売業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

三 信託の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

四 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

五 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

(業務等の届出)

第九十九条 信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託受益権販売業を廃止したとき(分割により信託受益権販売業の全部の譲渡をしたときを含む)。その個人又は法人

二 信託受益権販売業者である個人が死亡したとき。その相続人

三 信託受益権販売業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者

四 信託受益権販売業者である法人が破産により解散したとき。その破産管財人

五 信託受益権販売業者である法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

(立入検査等)

第一百条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の信託受益権販売業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託受益権販売業若しくは当該信託受益権販売業者とその業務に関して取引する者に対し当該信託受益権販売業者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託受益権販売業者の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検

査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

四 第一百一条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

五 第一百一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第一百一条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の業務の状況に照らして、当該信託受益権販売業者の信託受益権販売業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託受益権販売業者に対する業務の改善に必要な措置を命ずることとする。

二 不正の手段により第八十六条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

四 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の役員が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託受益権販売業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の失効)

第一百三条 信託受益権販売業者が第九十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は

九 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者	十 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
十一 第三十九条第二項(同条第五項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書又は第三十九条第三項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書又は第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	十二 第三十九条第二項(同条第五項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書又は第三十九条第三項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書又は第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
十三 第四十二条第一項(第五十条第三項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは虚偽の報告をした者	十四 第四十二条第一項(第五十条第三項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは虚偽の報告をした者
十五 第五十一条第二項の規定による届出を反した者	十六 第五十一条第四項の規定による命令に違反した者
十七 第五十一条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十八 第五十一条第六項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
十九 第五十二条第六項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	二十 第五十二条第八項の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
二十一 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者	二十二 第五十四条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十三 第五十七条第三項又は第五項の規定による申請書又は同条第四項の規定による申請書又は同条第五項の規定による申請書又は同条第六項の規定による申請書	二十四 第五十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
二十五 第五十八条第一項の規定による当該職員の質問に対する答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	二十六 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
二十七 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者	二十八 第七十八条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供した者
二十九 第八十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	三十 第八十一条第一項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三十一 第八十七条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者	三十二 第九十八条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
三十三 第百条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	三十四 第百条第一項の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三十五 第百四条第二項の規定による報告書又は同条第三項の規定による報告書	三十六 第百四条第二項の規定による報告書又は同条第三項の規定による報告書
三十七 第百十五条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書	三十八 第百十五条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書
三十九 第百六十六条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書	四十 第百六十六条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書
四十一 第百六十七条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書	四十二 第百六十七条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書
四十三 第百六十八条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書	四十四 第百六十八条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書
四十五 第百六十九条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書	四十六 第百六十九条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書
四十七 第百七十一条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書	四十八 第百七十一条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書
四十九 第百七十二条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書	五十 第百七十二条第一項の規定による報告書又は同条第二項の規定による報告書

権等譲受業者(旧特定債権法第六十六条の規定により特定債権等譲受業者とみなされた者を含む。)については、旧特定債権法第三十六条から第三十九条まで、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで、第六十七条、第七十条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、当該特定債権等に係る旧特定債権法第二条第六項に規定する小口債権についての債務の弁済が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

(小口債権販売業者に係る経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧特定債権法第五十二条の規定による許可を受けていた者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日又は当該者が同条の許可(その更新を含む。)を受けた直近の日から起算して六年を経過した日のいずれか早い日までの間は、この法律による改正後の信託業法(以下「新信託業法」という。)第八十六条第一項の登録を受けないで、信託受益権販売業(当該許可を受けた小口債権販売業に該当する部分に限る。)を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間は、同項の規定により従前の例によることとされる旧特定債権法第五十五条において準用する旧特定債権法第五十条の規定により同項に規定する許可を受けていた者の当該許可が取り消された場合又はその業務の停止が命じられた場合には、当該処分があつた日までの間とする。

(信託業法に関する適用関係)

第七条 新信託業法第二十二条及び第一十三条(これらの規定を附則第十五条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「新兼営法」という。)第四条第一項及び附則第八十条の規定による改正後の保険業法(平成七年法律第百五号。以下「新保険業法」と

いう。)第九十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる信託業務の委託について適用する。

2 新信託業法第二十四条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条(これらの規定を新

規用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に計算期間を開始する信託財産について適用する。

3 新信託業法第二十七条(新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準

用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に計算期間を開始する信託財産について適用する。

4 新信託業法第六十五条及び第六十六条の規定は、施行日以後に受けられる信託に係る信託財産について適用する。

5 新信託業法第七十四条及び第七十五条(これら

の規定を新兼営法第四条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。)の規定、第七十六条(新兼営法第四条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。)の規定、第七十七条(新

の規定を新兼営法第四条第一項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる信託契約

により適用する場合を含む。)において準用する

第二十四条及び第二十五条の規定並びに第八十

五条(新兼営法第四条第一項及び新保険業法第

九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に受けられる信託に係る信託財産について適用する。

6 新信託業法第九十四条及び第九十五条(これ

らの規定を新信託業法第五十五条第二項(新兼

営法第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により適用する場合を含む。)

の規定により適用する場合を含む。)において準用する

第二十四条及び第二十五条の規定並びに第八十

五条(新兼営法第四条第一項及び新保険業法第

九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる信託契約

により適用する場合を含む。)において準用する

(供託に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の信託業法(次項において「旧信託業法」という。)第七条(附則第十五条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「旧兼営法」という。)第四条及び附則第八条の規定による改正前の保険業法次項において「旧保険業法」という。)第九十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定により供託されている供託物は、新信託業法第十一条第一項(新兼営法第四条第一項及び新保険業法第五十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定により供託された営業保証金とみなす。

2 前項の場合において、この法律の施行の際現に旧信託業法第八条(旧兼営法第四条及び旧保

業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定により供託された営業保証金とみなす。

3 前項の場合において、この法律の施行の際現に旧信託業法第八条(旧兼営法第四条及び旧保

業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定により供託された営業保証金とみなす。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

5 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

7 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

8 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

9 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

11 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

12 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

13 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

14 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

15 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

16 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

17 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

18 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

19 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

20 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

21 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

22 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

23 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

24 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

25 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

26 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

27 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

28 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

29 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

30 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

31 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

32 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

33 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

34 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

用人のその他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても一億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

第八条ノ二「三於テ準用スル信託業法第二十九条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ處シ又ハ之ヲ保附社債ニ関スル信託事業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス	第八条の次に次の一条を加える。
第十四条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ違反二掲グル行為ヲシタル者	第十八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十一条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シタル者
二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十一条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シタル者	二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十一条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シタル者
十九条规定ニ違反シタル者	十九条规定ニ違反シタル者
第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ營ム業務」を「信託業法平成十六年法律第二号」第一条第一項ニ規定スル信託業及次二掲グル業務」に改め、同項に次の各号を加える。	第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ營ム業務」を「信託業法平成十六年法律第二号」第一条第一項ニ規定スル信託業及次二掲グル業務」に改め、同項に次の各号を加える。
第十五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。	第十五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。
（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）	（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）
第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ營ム業務」を「信託業法平成十六年法律第二号」第一条第一項ニ規定スル信託業及次二掲グル業務」に改め、同項に次の各号を加える。	第一条第一項中「信託業法ニ依リ信託会社ノ營ム業務」を「信託業法平成十六年法律第二号」第一条第一項ニ規定スル信託業及次二掲グル業務」に改め、同項に次の各号を加える。
一 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十一条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シタル者	一 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十一条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シタル者
二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十一条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シタル者	二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十一条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シタル者
三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）	三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）
四 財産ニ関スル遺言ノ執行	四 財産ニ関スル遺言ノ執行
五 会計ノ検査	五 会計ノ検査
六 財産ノ取得、处分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介	六 財産ノ取得、处分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介
七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務	七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務
口 財産ノ整理又ハ清算	口 財産ノ整理又ハ清算
ハ 債権ノ取立	ハ 債権ノ取立
二 債務ノ履行	二 債務ノ履行
第四条を次のように改める。	第四条を次のように改める。
第五条ノ三の次に次の一条を加える。	第五条ノ三の次に次の一条を加える。
第五条ノ四 信託業務ヲ営ム金融機関ハ第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ニ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金銭信託ニ限り元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填シ又ハ補足スル旨ヲ定ムル信託契約（内閣府令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ヲ締結スルコトヲ得	第五条ノ四 信託業務ヲ営ム金融機関ハ第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ニ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金銭信託ニ限り元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填シ又ハ補足スル旨ヲ定ムル信託契約（内閣府令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ヲ締結スルコトヲ得
第六条中「信託会社又ハ」を削り、「金融機関の合併及び転換に関する法律」の下に「昭和四十三年法律第八十六号」を加え、「商法第一百条第一項」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十二条第一項」に改める。	第六条中「信託会社又ハ」を削り、「金融機関の合併及び転換に関する法律」の下に「昭和四十三年法律第八十六号」を加え、「商法第一百条第一項」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十二条第一項」に改める。
第七条第二項を次のように改める。	第七条第二項を次のように改める。
信託業法第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ合併ニ異議ヲ述ベタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス	信託業法第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ合併ニ異議ヲ述ベタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス

において準用する場合を含む。」を削り、同条第四号中「第四十九条の十一」を「第四十九条の

又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。」を加える。

該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等

務のいずれも當るもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、

第二百四十八条第一号及び第五号から第八号まで、第二百四十九条第五号並びに第二百五十五条第二号中「第四十九条の十一」を「第四十九条の十一第一項」に改める。
（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

(付属第3号の一部已上)
第三十五条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第十七項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書」を「信託業法(平成十六年法律第二項ただし書)」に改める。

二項ただし書」に改める。

第三十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せら

三二六
外國の法律に、(本形を含む)に則り、
その刑の執行を終わり、又はその刑の執行
を受けることがなくなった日から五年を経過し
ない株式会社等(投資信託及び投資法人に関する
法律第九条第一項第一号に規定する株式会社
等をいう)については、前条の規定による改正
後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下
この条において「新投信法」という)第九条第二
項第三号に該当する者とみなす。

る。

を「信託業務（金融機関の信託）」に規定する「信託業務」の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。」に改め、同項第七号を削り、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

2
旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者につ

社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会又はその子会社の當

3
旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人に

イ
証券専門関連業務、保険専門関連業務
及び信託専門関連業務のいずれも當も
の当該会社の議決権について当該信

第三十四条 税理士法(昭和二十六年法律第一二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当

第五十四条の十七第一項第二号の二を同項第三号とし、同条第二項第一号中「第六号」を「第九号」に改め、同項第二号中「又は保育業」と「

で、第七号及び第九号」を「から第五号まで、第十号及び第十二号」に改める。

であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それ

八 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものと定む）。

「保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同号を同

を「第十号若しくは第十一号」に改める。
（漁船損害等補償法の一部改正）

「前項第十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

律第二十八号)の一部を次のよう改正する。
第五十四条第四項中「銀行」を「金融機関」に改

三 仕事の運営と組織、二 仕事の運営と組織、一 仕事の運営と組織
し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

(宅地建物取引業法の一部改正)
第三十七条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法)

八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社 第五十四条の十七第一項に次の二号を加え
る。

第六百七十六号)の一部を次のように改正する。

である次に掲げる会社

第七十七条第一項中「信託会社」を「信託業法
（平成十六年法律第二百三十二条）第三条は第五十
九条。

口 信託専門会社又は信託業を営む外国の
会社

三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同

前項第十二号に掲げる持株会社
二 その他の会社であつて、当該信用金庫

「及び第一項の政令で定める信託会社」を加える。

信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第三百八十七条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律五百九十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の十七第三項中「から第七号まで又は第九号」を「から第十号まで又は第十一号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を「第一

第十三条の二第一項第八号を削り 同項第十三号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に

7 信用金庫連合会が第五十四条第六項の規定
により同項に見合する旨を業務上行う場合に
「項目第十号」に改め、同条に次の二項を加える。

改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

における第一項第十号の規定の適用について
は、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用金庫

規定する信託業をいう。以下同じ。)を當む
外国の会社(第七号に掲げる会社に該当

金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会又はその信託子会社等が合

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む
会社（従属業務を営む会社にあつては、主と

算して、三説併用金属適合会の「二会社」とする。

して三井長興信月銀行はその子会社の堂
む業務のためにその業務を営んでいるもの
に限るものとし、金融関連業務を営む会社

労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社の業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を當むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第五十八条の五第一項第二号の二を同項第三号とし、同条第二項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「又は保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)」を「、保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。第五号において同じ。)」に改め、同項第六号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第二項に次の二号を加える。

八 信託子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第三項中「から第四号まで又は第六号」を「から第六号まで又は第八号」に改め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同条に次の二号を加える。

七 労働金庫連合会が第五十八条の二第四項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該労働金庫連合会又はその信託子会社等

が合算して、当該労働金庫連合会の子会社とする。

第五十八条の六第一項中「から第四号まで及び第六号」を「から第六号まで及び第八号」に改める。

第九十一条第一号中「第四号若しくは第五号」を「第六号若しくは第七号」に改める。

第四十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一百三十条第五項中「信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。」を「信託業法(平成十六年法律第二号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。」、信託業務を営む金融機関に改める。

第一百三十条の二第一項中「信託会社」の下に「、信託業務を営む金融機関」を加え、同条第二項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加え、同条第三項中「信託会社」の下に「、信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百三十六条の三第一項第一号中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百五十九条第六項中「信託会社」の下に「、信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百五十九条の二第一項中「信託会社」の下に「、信託業務を営む金融機関」を加え、同条第二項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加える。

(日本道路公団法の一部改正)

第四十五条 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第八項中「基き」を「基づき」に、「信託会社」を「信託業者」に改める。

(日本原子力研究所法の一部改正)

第四十六条 日本原子力研究所法(昭和三十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

<p>「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改める。(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)</p> <p>第四十七条 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第一条第一項中「信託会社」を削り、同条第二項中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四に改める。</p> <p>(企業担保法の一部改正)</p> <p>第四十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十四号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第四十九条の二第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。</p>
<p>(国民年金法の一部改正)</p> <p>第五十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第一百二十九条第三項中「信託業務を営む銀行」を含む。以下同じ。」を「信託業法(平成十六年法律第二百三十九号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。」、信託業務を営む金融機関に改め、同条第四項及び第五項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。</p> <p>第一百三十七条の十五第四項及び第六項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。</p> <p>(中小企業退職金共済法の一部改正)</p> <p>第五十三条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十号)の一部を次のように改めすることとする。</p> <p>第五十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(割賦販売法の一部改正)</p> <p>第七十七条第一項第三号中「銀行」を「金融機関」に改める。</p>
<p>(石油公団法の一部改正)</p> <p>第五十九条 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第十九条の二第三号を次のように改めることとする。</p> <p>第二十八条第三号を次のように改めることとする。</p> <p>(商店街振興組合法の一項改正)</p> <p>第五十五条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(航空機工業振興法の一部改正)</p> <p>第五十条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第十七条第二項第三号を次のように改めることとする。</p> <p>(航空機工業振興法の一部改正)</p> <p>第五十一条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(漁業災害補償法の一項改正)</p> <p>第六十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。</p> <p>(漁業災害補償法の一部改正)</p> <p>第五十六条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(金銭信託)</p> <p>三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受ける金融機関をいう。)への金錢信託</p> <p>三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受ける金融機関をいう。)への金錢信託</p> <p>(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)</p> <p>第六十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(外國証券業者に関する法律の一部改正)</p> <p>第六十二条 外國証券業者に関する法律の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(外國証券業者に関する法律の一部改正)</p> <p>第六十三条第六項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を</p>
<p>十二年法律第七十三号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第三十七条第八項中「信託会社」を「信託業者」に改めることとする。</p> <p>(国民年金法の一部改正)</p> <p>第五十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第一百二十九条第三項中「信託業務を営む銀行」を含む。以下同じ。」を「信託業法(平成十六年法律第二百三十九号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。」、信託業務を営む金融機関に改め、同条第四項及び第五項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。</p> <p>第一百三十七条の十五第四項及び第六項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。</p> <p>(中小企業退職金共済法の一部改正)</p> <p>第五十三条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第五十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(割賦販売法の一部改正)</p> <p>第七十七条第一項第三号中「銀行」を「金融機関」に改めることとする。</p> <p>(石油公団法の一部改正)</p> <p>第五十九条 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第十九条の二第三号を次のように改めることとする。</p> <p>第二十八条第三号を次のように改めることとする。</p> <p>(商店街振興組合法の一項改正)</p> <p>第五十五条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(航空機工業振興法の一部改正)</p> <p>第五十条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>第十七条第二項第三号を次のように改めることとする。</p> <p>(航空機工業振興法の一部改正)</p> <p>第五十一条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(漁業災害補償法の一項改正)</p> <p>第六十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改めることとする。</p> <p>(漁業災害補償法の一部改正)</p> <p>第五十六条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(金銭信託)</p> <p>三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受ける金融機関をいふ。)への金錢信託</p> <p>(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)</p> <p>第六十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(外國証券業者に関する法律の一部改正)</p> <p>第六十二条 外國証券業者に関する法律の一部を次のように改めることとする。</p> <p>(外國証券業者に関する法律の一部改正)</p> <p>第六十三条第六項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を</p>

事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十
七号)を削る。

第十四条第一項並びに第二十二条第一項第四
号及び第五号中「信託会社」を削る。

(外国証券業者に関する法律の一
部改正に伴う
経過措置)

第六十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外
国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相
当する外国の法令による刑を含む。)に処せら
れ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行
を受けることがなくなった日から五年を経過し
ない者については、前条の規定による改正後の
外国証券業者に関する法律第六条第一項第八号
に該当する者とみなす。

(預金保険法の一部改正)

第六十四条 預金保険法(昭和四十六年法律第三
十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「信託業法(大正十一年
法律第六十五号)第九条を「金融機関の信託業
務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四
十三号)第五条ノ四」に改める。

第一百三十二条第七項中「信託業務を営む銀行
若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業
務を営む金融機関」に改める。

第一百三十二条第一項中(昭和十八年法律第四
十三号)を削る。

第一百五十五条第三項第三号中「第十条各号」を
「第十五条各号」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一
部改正)

第六十五条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六
年法律第九十二号)の一部を次のように改正す
る。

第六十六条第一項の免許を受けたものに限る。次条
第一項(第五号を除く。)において同じ。」を加え
る。

第六条の二第一項中「信託業務を兼営する銀
行を含む。」を、「信託業務を兼営する金融機
関」に改め、同項第五号中「金融機関」の下に「
信託会社」を加える。

行を含む。」を、「信託業務を兼営する金融機
関」に改め、同項第五号中「金融機関」の下に「
信託会社」を加える。

(積立式宅地建物販売業法の一
部改正)

第六十六条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十
六年法律第一百十一号)の一部を次のように改正
する。

第二十条第二項中「信託会社」を削る。

(日本下水道事業団法の一
部改正)

第六十七条 日本下水道事業団法(昭和四十七年
法律第四十一号)の一部を次のように改正す
る。

第三十八条第三号中「銀行又は信託会社」を
「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す
る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一
項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改め
る。

(農水産業協同組合貯金保険法の一
部改正)

第六十八条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和
四十八年法律第五十三号)の一部を次のように
改正する。

第二条第二項第三号中「信託業法(大正十一年
法律第六十五号)第九条を「金融機関の信託業
務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四
十三号)第五条ノ四」に改める。

第一百四十四条第七項中「又は」を「若しくは」
に、「若しくは」を、「又は」に、「信託業務を
営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しく
は信託業務を営む金融機関」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一
部改正)

第六十五条第三項第三号中「第十条各号」を
「第十五条各号」に改める。

第一百三十二条第一項中(昭和十八年法律第四
十三号)を削る。

(勤労者財産形成促進法の一
部改正)

第六十五条第三項第三号中「第十条各号」を
「第十五条各号」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一
部改正)

第六十五条第三項第三号中「第十条各号」を
「第十五条各号」に改める。

第二十条第四項中「信託会社」を削る。

(森林組合法の一
部改正)

第七十条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十
六号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改
める。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法
律の一
部改正)

第七十一条 職員団体等に対する法人格の付与に
関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部
を次のように改正する。

第五条第三号中「若しくは監査法人又は信託
業法(大正十一年法律第六十五号)第五条第一項
第六号の業務を営む信託会社」を「又は監査法
人」に改める。

(民事執行法の一
部改正)

第七十二条 民事執行法(昭和五十四年法律第四
号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項中「信託会社」の下に「(信託
業法(平成十六年法律第六十五号)第五条第一項
第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)」を
加える。

(農住組合法の一
部改正)

第七十三条 農住組合法(昭和五十五年法律第八
号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「銀行」を「金融機関」に改
める。

(銀行法の一
部改正)

第七十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九
号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項第八号を削り、同項第十
号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十
二号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に
改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の
二号を加える。

十 信託業・信託業法第一条第一項(定義)に
規定する信託業をいう。以下同じ。」を當む
外國の会社(第七号に掲げる会社に該当す
るもの)を除く。)当該会社の議決権について、

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら當む
ものを除く。)当該会社の議決権について、

会社・従属業務を當む会社にあつては主と
して當該銀行又はその子会社の當む業務の
ためにその業務を當んでいるものに限るも
のとし、金融関連業務を當む会社であつて
次に掲げる業務の区分に該当する場合に
は、当該区分に定めるものに、それぞれ限
るものとする。)

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務
及び信託専門関連業務のいずれも當むも
のの当該会社の議決権について、当該銀
行の証券子会社等が合算して、当該銀行
又はその子会社(証券子会社等、保険子
会社等及び信託子会社等を除く。)が合算
して保有する当該会社の議決権の数を超
えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会
社等が合算して、当該銀行又はその子会
社(証券子会社等、保険子会社等及び信
託子会社等を除く。)が合算して保有する
当該会社の議決権の数を超えて保有し
て、当該銀行の証券子会社等が合算して
して、当該銀行又はその子会社(証券子会
社等、保険子会社等及び信託子会社等を
除く。)が合算して保有する当該会社の議
決権の数を超えて保有しているもの
のとし、当該銀行の信託子会社等が合算
して保有する当該会社の議決権の数を超
えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業
務のいずれも當むもの(イに掲げるもの
を除く。)当該会社の議決権について、

当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの

一 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く)当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く)当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

八 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く)当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第十六条の二第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 信託業法(平成十六年法律第 号)第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を専ら當む会社(以下「信託専門会社」という。)

第十六条の二第一項第三号の二を同項第四号とし、同条第二項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第二号中「又は保険業」を「保険業又は信託業」に改め、同項第(六号)中「前項第十号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第十号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第十六条の二第二項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 兼営法第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務を當む銀行(以下「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社又は信託業を當む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第十六条の二第四項中から第八号まで又は

第十号」を「から第十一号まで又は第十三号」に改め、同条第七項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に改め、同条に次の二項を加える。

8 銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社」とあるのは、「当該銀行又はその信託子会社等が合算して、当該銀行の子会社」とする。

第十六条の三第一項中「から第四号まで、第八号及び第十号」を「から第六号まで、第十一号及び第十三号」に改める。

第三十四条第四項中「信託業務を営む他の銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関」に改める。

第五十二条の四第一項中「信託会社」の下に「(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)」を加える。

第五十二条の二十三第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号口中「保険専門関連業務を」の下に、「当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務を」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

第五十二条の二十三第一項第二号の二を同項第三号とし、同条第二項中「から第七号まで若しくは第九号」を「から第十号まで若しくは第十二号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を

五 信託専門会社

第五十二条の二十四第一項第一項中「から第三号まで、第十号及び第十二号」を「から第五号まで、第十号」を「第十一号又は第十二号」に改め、同条第三項第三号中「第七号又は第八号」を「第十号又は第十一号」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第五十五条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号))第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第七十六条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第三項中「(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第五条第一項第三号に規定するものに限る。)」を削る。

第三十一条の三第三項中「(信託業法第五条第一項第三号に規定するものに限る。)」を削る。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一項改正)

第七十七条 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一項を次のように改正する。

第六十条第一項第三号中「信託業法(大正十一年法律第六十五号)」を「信託業法(平成十六年法律第十八条第二項中「銀行」を「金融機関」に改めに改め、同条の次に次の一条を加える。

(信託業法の適用除外) る。

第四十八条第二項中「信託会社」の下に「(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)」を加え、「銀行」を「金融機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第二十九条第二項の規定に違反し
た者

三 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第四十二条第一項若しくは第二項
の規定による報告若しくは資料の提出をせ
ず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を
した者

四 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第四十二条第一項若しくは第二項
の規定による当該職員の質問に対し答弁
をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこ
れらの規定による検査を拒み、妨げ、若し
くは忌避した者

五 第三百七十七条の二中第五号を第六号とし、第
一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条
に第一号として次の一号を加える。

一 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第十五条の規定に違反し
て、保険金信託業務を開始した者

二 第三百十九条中「又は五十万円」を「若しくは
五十万円」に改め、第三号を第七号とし、第二
号を第六号とし、第一号を第五号とし、同条に
第一号から第四号までとして、次の四号を加え
る。

一 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第十五条の規定による命令

二 第三百三十五条次の各号のいずれかに該当す
る者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者
二 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第十五条の規定による命令

一 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第十五条の規定による命令

二 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第二十六条第一項の規定による書
面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した
者

三 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第二十六条第一項の規定による書
面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した
者

信託業法第二十七条第一項の規定による報
告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報
告書を交付した者

四 第九十九条第八項(第一百九十九条におい
て準用する場合を含む。)において準用する
信託業法第二十九条第三項の規定による書
面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した
者

第五百二十二条第一項第二号中「第三百十七
号第一号」を「第三百六条の二又は第三百十七
号第一号」に、「第七号又は第八号」を「第七号若
しくは第八号」に改める。

第三百三十四条第三号を削り、同条第四号中
「信託業法第九条の規定又は同条」を「金融機関
の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四」
に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号
を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号
とし、第八号を第六号とする。

第三百三十五条を次のように改める。

第三百三十五条次の各号のいずれかに該当す
る者は、百万円以下の過料に処する。

第三百三十五条を次のように改める。

第三百三十五条第三次号を次のように改める。

改正する。
第三十九条第一項第三号中「銀行又は信託会
社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等
に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一
条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に
改める。

第八十三条 密集市街地における防災街区の整備
の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)
の一部を次のように改正する。

第八十二条第五項中「銀行」を「金融機関」に改
める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に
関する法律の一改正)

第八十三条 密集市街地における防災街区の整備
の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)
の一部を次のように改正する。

第八十二条第五項中「銀行」を「金融機関」に改
める。

(介護保険法の一部改正)

第八十四条 介護保険法(平成九年法律第一百二十
号)の一部を次のように改正する。

第一百七十条第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信
託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四)
(特定非営利活動促進法の一部改正)

第三百三十五条第三次号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信
託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四)
(特定非営利活動促進法の一部改正)

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信
託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四)
(特定非営利活動促進法の一部改正)

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信
託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四)
(特定非営利活動促進法の一部改正)

第一百四十四条中第三項を削り、第四項を第三
項とし、第五項を第四項とする。

第一百四十六条及び第一百四十七条中「第一百四十
四条第四項及び第五項」を「第一百四十四条第三項
及び第四項」に改める。

第一百六十三条第二項を「第一百六十二条第二項
及び第三項」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う
経過措置）

八十七条规定、旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者については、前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律第六十六条第四号に該当する者とみなす。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第一条第一項第四号を次のように改める。

四 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）が一年を超えるものであり、かつ、使用期間の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権

し、又はに改め、「当該金額」の下に「又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」を加え、「特定債権を除く。」を削り、同項第六号中「以下」を「以下この号において」に改め、「特定債権を除く。」を削り、同項第七号中「又は役務の対価」を「若しくは役務の対価」としてあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」に改め、「特定債権を除く。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

約に関する法律第二条に規定する特定融資権契約であつた契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者であつたものについては、前条の規定による改正後の特定融資権契約に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお從前の例による。
(国際協力銀行法の一部改正)
第九十一条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号を次のように改める。
三 信託業務を當む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（金融商品の販売等に関する法律の一部改正）第九十六条 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第六号イ及びハから

かじめ定められた時期ごとにその代金若しくは同項第六号中「以下」を「以下この号において」に役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」を加え、「特定債権を除く。」を削り、同項第六号中「又は役務の対価」を「若しくは役務の対価」に改め、「特定債権を除く。」を削り、同号中「又は役務の対価」を「若しくは役務の対価又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」に改め、「特定債権を除く。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証票その他の物を利用することなく、購入者から代金を六ヶ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約（以下この号において「機械類販売契約」という。）又は購入者から代金を二ヶ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第四項に規定する指定商品を販売する契約（機械類販売契約を除く。）に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

（特定融資契約に関する法律の一部改正）

第八十九条 特定融資契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第一号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第六号とする。

（特定融資契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 この法律の施行の際現に特定融資契

約に関する法律第二条に規定する特定融資権契約であつた契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者であつたものについては、前条の規定による改正後の特定融資権契約に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国際協力銀行法の一部改正)

第九十一条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項及び第十二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第九十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「信託会社」の下に「若しくは信託業務を営む金融機関を加える。

(年金資金運用基金法の一部改正)

第九十四条 年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。」を「(信託業法(平成十六年法律第二百三号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関」に改める。

(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)

第九十五条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号を次のように改める。
（金融商品の販売等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十六号）金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号中「第六号イ及びハからホまで」を「第六号イ、ハ及びニ」に改め、同項第五号中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項第六号イ中「並びにハ及びニ」を「及びハ」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。
（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）
第九十七条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。
第七十九条第一項第三号を次のように改める。
三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
(著作権等管理事業法の一部改正)
第九十八条 著作権等管理事業法の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第一条及び第二条」を「信託業法（平成十六年法律第一号）第三条」に改め、同条第二項を削る。
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)
第九十九条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一

<p>口 イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>ハ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの</p> <p>六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という)</p> <p>ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国のにおいて「信託兼営銀行」という。</p> <p>ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>ニ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの</p> <p>第七十二条第四項中「から第五号まで又は第七号」を「から第八号まで又は第十号」に、「第二項第三号」を「第二項第一号」に改め、同条第九項第一号中「第一項第五号又は第六号」を「第一項第八号又は第九号」に、「同項第五号」を「同項第八号」に改め、同条第十項中「第一項第五号」を「第一項第八号」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>11 農林中央金庫が第五十四条第八項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第八号の規定の適用については、同号イ及びハ中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社」とする。</p> <p>第七十三条第一項中「第二号、第五号及び第七号」を「から第四号まで、第八号及び第十号」に改める。</p> <p>(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)</p>	<p>第一百五十五条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二条中第二十七号を削り、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十三号の次に第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。</p> <p>二十四 信託業法(平成十六年法律第号)第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者</p> <p>第十三条第一項第一号中「第二十五号」を「第六号」に改め、同項第七号中「第二条第二十号」を「第二条第二十七号」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第五百六条附則第六条第一項の規定により新證券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>五百九十九条 日本郵政公社法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>四十一 条第十号中「(信託業を営む銀行を含む)」を「又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託(日本郵政公社法の一部改正)</p> <p>五百九十九条 第一百零一条第一項第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関(株式会社産業再生機構法平成十五年法律第二十七号)」に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「第四条」を「第四条第一項」に、「信託業法(大正十一年法律第六十五号)第十条第四項」を「信託業法(平成十六年法律第号)第二十四条第一項」第二十八条及びに第二十九条第一項及び第二項に、「及び第十条(第六号から第八号まで)を「、第十一条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第十五条(第五号から第七号まで)に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項の認可を受けた金融機関(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第二号中「信託会社又は信託業務を行なう銀行」を「信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第二号中「信託会社又は信託業務を行なう銀行」を「信託業務を営む金融機関(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項の認可を受けた金融機関(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p>
<p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p>	<p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p> <p>五百九十九条 第一百一十条第一項第三号中「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をい。)」に改める。</p>

(地方独立行政法人法の一部改正)
第一百五十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第六十六条第七項において同じ。」に改める。

第六十六条第七項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一
部改正)

第一百六条 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百三十七条」を「第一百三十八条」に改める。

第一百七条を次のように改める。
第一百七条 削除
第一百三十七条を第一百三十八条とし、第一百三十九条の次に次的一条を加える。

(信託業法の一部改正)

第一百三十七条 信託業法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十七条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第五十三条第三項第一号、第五十四条第四項第一号、第六十八条第二項第三号及び第八十七条第二項第三号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。
(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改
正)

第一百八十八条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第八条第二項第一号の項を次のように改める。

第五十二条第二項第一号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

第二十一條第一項第三号中「(信託業務を営むる者)

の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産と」を「破産手続」とに改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附則第十二条第四項中「及び外国証券業者に

関する法律」を「、外国証券業者に関する法律及

び信託業法」に改め、同条第五項中「使用済自動

車の再資源化等に関する法律」の下に「、信託業

法」を加える。

(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律の一
部改正)

第一百一十七条 不動産登記法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第

八十九条とし、第八十七条の次に次の一条を加

える。

(信託業法の一
部改正)

第八十八条 信託業法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号及び第八条第二項第二

号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項

証明書」に改める。

第五十二条第二項の表第八条第二項第一号の項を次のように改める。

第五十二条第二項第一号中「(信託業務を営むる者)

の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産と

の宣告」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産

手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び

同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」

に改める。

(農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一
部を改正する法律の一
部改正)

第一百一十九条 農業協同組合法及び農業信用保証保

険法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、農業協同組合法第十二条第二

項第三号の改正規定中「掲げる銀行、証券専

門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号ま

でに掲げる会社」に改める。

第一条のうち、農業協同組合法第九十七条の

次に二条を加える改正規定中「第十一条の四十

七第一項第三号又は第四号」を「第十一条の四十

七第一項第五号又は第六号」に改める。

(金融庁設置法の一
部改正)

第一百二十条 金融庁設置法(平成十年法律第百三

十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「、信託業(担保付社債に関

する信託事業を含む。」を削り、同号クを削

り、同号オを同号クとし、同号ノ中「第百六十

三条第一項」を「第百六十三条」に改め、同号ノ

を同号オとし、同号ラから半まで同号ムから

ノまでとし、同号ナの次に次のように加える。

ヲ 信託業(担保付社債に関する信託事業

を含む。)、信託契約代理業又は信託受益

権販売業を営む者

(処分等の効力)

第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法

律(これに基づく命令を含む。以下この条にお

いて同じ。)の規定によつてした処分、手続その

他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の

規定に相当の規定があるものは、この附則に別

段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれ

の法律の相当の規定によつてしたものとみな

す。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並び

にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる場合及びこの附則の規定によりなお

その効力を有することとされる場合におけるこ

の法律の施行後に対し行爲に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令

で定める。

(検討)

第一百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以

内に、この法律の施行の状況について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基

づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令

で定める。

(検討)

第一百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以

内に、この法律の施行の状況について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基

づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以

内に、この法律の施行の状況について検討を加

平成十六年十一月十六日印刷

平成十六年十一月十七日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

D